

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案 |
|----------------|---|------------|
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・「琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会」との関係如何。<br/>(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 「琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会」は、琵琶湖淀川流域全体の持続可能な発展を図ることをめざし、治水政策のみならず幅広い観点から、望ましい琵琶湖淀川流域のあり方およびその管理のあり方について検討するため設置されたもので、県内の治水政策についてその方向性を示す本基本方針とは直接の関係はありません。</p> </li> <li> <p>・「滋賀県の河川整備方針」(平成22年1月)では、河川の基本(長期)計画規模まで定めています。本基本方針との関係はどのように考えているのか。(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 滋賀県の河川整備方針は、河川法に定める河川整備基本方針に相当するもので、河川整備の基本(長期)計画を定めたものです。一方、中長期実施河川の検討は、「滋賀県の河川整備方針」で定めた基本計画を前提として、当面20年間の実施計画である河川整備計画の基本的な考え方(整備目標、整備河川・区間)を示したものです。なお、流域治水基本方針は、滋賀県の河川整備方針・中長期整備実施河川の検討の内容で示された「川の中の対策」と並行して、重層的に「川の外の対策」(ためる、とどめる、そなえる)を実施していく治水政策について示したものです。</p> </li> <li> <p>・本基本方針は目標年次を定めないのでか。(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 基本方針に基づく取り組みは長期にわたるものであり、「滋賀県の河川整備方針」と同様に、目標年次は定めません。</p> </li> <li> <p>・流域の安全度を高めるにはソフト対策とハード対策を両輪として進めることが必要と考えるが、本基本方針ではどのように考えているのか。(琵琶湖河川事務所)</p> <p>: 「第一章流域治水の概念と基本方針の位置づけ」におきまし</p> </li> </ul> |            |

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案 |
|----------------|---|------------|
|                | <p>て、「川の中の対策」と「川の外の対策」を並行して進めることとしています。また、ご指摘のとおり、ソフト対策とハード対策を両輪として重層的に進めるべきと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川用語の使用についてはできる限り優しく表現すべき。<br/>破堤→堤防の決壊（琵琶湖河川事務所）<br/>: ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・今回の修正は、章立ての変更と学識者部会の提言を反映したとの事であるが、以前の項目を引用したものは理解できるが、新たに挿入された文書については、内容で理解しにくいところがあったり、前回と同じく主語がはっきのしていない所もある。(大津市)<br/>: 過去のご指摘への対応が不十分であったことをお詫びします。今回改めて、ご指摘に基づき修正します。</li> <li>・また、下水道事業を治水事業の一つとして実施はしているが、県下全市町に関係する事業にはなっていないと考える。それ以上に多いのは普通河川等の維持管理を含めた整備ではないか。大津市においても下水道の雨水渠事業を実施しているが、市内の市街地全てで実施しているものではなく、その中で過去から浸水被害等のあった河川や水路について幹線と位置づけを行い、線的に整備してところで、雨水渠として管理しているのはその施設としている。そのため市街地の中でも普通河川が多く存在し雨水渠と併せて管理を行っているのが現状である。(大津市)<br/>: ご指摘のように、普通河川も一級河川・準用河川と同様に重要な治水施設であり、誤解を招かないように、「河川・水路」として定義し表記します。</li> <li>・県、市町、住民、事業者、防災関係機関等の役割分担につ</li> </ul> |            |

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案 |
|----------------|--|------------|
|                | <p>いて記述があるが、国の治水事業との関わりについて、記述がなくてよいのか。県主体の基本方針とはいえ、何らかの整理が必要と考える。(大津市)</p> <p>: 国におかれては、河川管理者として様々な社会的な制約もある中で、必要とされる河川整備及び維持管理を適切に進めていただいているものと認識しております。ご指摘のとおり(案)では、特に河川管理者としての国の役割に関する記述が不足していますので、各章において河川管理者としての国の役割について追記します。</p> <p>なお、河川管理以外の国の役割等につきましては、例えば、水害に強い地域づくり協議会や避難情報の発令に関する指導・助言等国の役割について表記しているなど、(案)においても一定の記述をさせていただいていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本文」と「資料」の区分が不明確。「資料」の内容に、本文に記載すべき内容が入っているものがある。内容を吟味すべきである。(大津土木)</li> </ul> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ、確認し修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に「主語(主体)」を明記すべきところで、「主語」が記載されていない箇所が散見されるので、再確認すべきである。(大津土木)</li> </ul> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ、確認し修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三章の「河川行政」、「まちづくり行政」、「危機管理行政」の言葉の使い方(区分)は、見直すべきではないか。全て、河川(治水)行政の中の、「河川整備」、「氾濫原管理」、「水防」に係る問題である。(大津土木)</li> </ul> <p>: 河川整備だけでなく、“まちづくり”や“危機管理”でも治水・水防災を行う方向性を明確に示すことを意図してこのような表現を用いています。治水行政の中に、河川整備・</p> |            |

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案 |
|----------------|--|------------|
|                | <p>氾濫原管理（水害を考慮したまちづくり）・危機管理（水害に関する危機管理）という理解のもと構成しており、本方針の基本的な考え方に照らし、(案) のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料3」～「資料7」の主体の区分は、「自助、共助、公助」の視点からの区分を付記した方が、良いのではないかと。<br/>(大津土木)</li> </ul> <p>: ご指摘のような区分での記述も考えられますが、これまでの行政部会でのご意見（所管が分かるような構成を求めるとのご意見や、自助・共助・公助の中で公助が最重要であるのご意見など）に基づき、行政所管に対応させながら役割分担を明確にすることを重視しているため、案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「超過洪水」は、「治水施設の能力を超える洪水」との説明を付記すべきである。(大津土木)</li> </ul> <p>: 第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけの中で定義しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「等」と「など」に規則性を持たせて統一。(防災危機管理局)</li> </ul> <p>: 確認し修正します。(名詞に続くものは“等”(例えば、整備等)、動詞に続くものは“など”(例えば、実施するなど)とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県」と「本県」の使用を統一(防災危機管理局)</li> </ul> <p>: 本文中については、滋賀県に統一します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県の河川整備方針」や「河川整備計画」などの諸計画は通常「です・ます体」で記載されているため、それらと整合を図ってはどうか(河港課)</li> </ul> <p>: ご指摘のとおり修正します。</p> |            |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|---|--|---|
| <p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>近年、地球規模の異常気象に伴って全国的に水害が頻発しており、被害が激甚化するとともに水害の被害構造も変化しつつあることが指摘されているが、一方、河川整備の進捗率は、昨今の財政事情等の影響もあって鈍化している状況にある。たとえ、一定規模の河川整備が完成したとしても、その整備水準を超える洪水（以下超過洪水という）が発生することは否定できず、むしろ、気象変動を統計学的に捉えれば、現在の治水安全度が著しく低下する危険性が高いとも言われている。</p> <p>このような状況を踏まえ、滋賀県では、「いかなる洪水に対しても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再構築することとした。その結果、「<u>川の中の対策</u>」と「<u>川の外の対策</u>」を同時に進めることが効率的かつ効果的な対策であり、人々の暮らし方を含め社会全体として“<u>洪水を上手く受け流すしなやかさ</u>”を取りもどす必要性を再認識した。</p> <p>まず、「<u>川の中の対策</u>」として、整備すべき河川を客観的に選択し、集中した投資による効果を上げるため、平成20、21年の2年かけて、滋賀県河川整備方針および中長期整備計画（今後20年間整備計画、A～Dランク）を策定し、その計画に沿った着実な河川整備を推進することとした。</p> <p>さらに、「<u>川の中の対策</u>」だけでは抑えきれない水害に対応するため、「<u>川の外の対策</u>」として、ためる（流域貯留対策）、とどめる（氾濫原減災対策）、そなえる（地域防災力向上対策）を、<u>自助、共助、公助の視点から</u>、地域の実情や住民の立場に合った総合的な治水制度の実現を目指すこととした。</p> <p>このような対策を進めるためには、流域に暮らす者の相互理解と協働が必要不可欠であり「住民と行政との協働型治水」を滋賀モデルとして進めていく。</p> <p>この取り組みを、「流域治水」と呼び、その基本的な指針とし</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流域治水」の概念、および「流域治水基本方針」の位置づけをもっと、明確に記載すべきである。「流域治水」の概念では、「地先の安全度」の評価に重点を置く考え方も盛り込んだ方が良いのではないか。（大津土木）<br/>：ご指摘の主旨を踏まえ修正します。ただし、以降の文構成を考慮し、「地先の安全度」については第三章で説明することとします。</li> <li>・「川の外の対策」を並行して進めること」に訂正。（防災危機管理局）</li> <li>・「川の中の対策」については」に訂正。（防災危機管理局）<br/>：ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・「滋賀県の河川整備に関する方針」が正式名称（河港課）<br/>：一般に公開されている名称は「滋賀県の河川整備方針」です。ので（案）のとおりとします。</li> <li>・“洪水を上手く受け流すしなやかさ”は意味不明。（河港課）<br/>：ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</li> <li>・「…推進することで、ながす（堤外地対策）による治水安全度の向上を図ることとした」と修正し、「ながす」ことによる「治水安全度の向上」を明記すべき。（防災危機管理局）<br/>：ご指摘の主旨を踏まえ修正します。なお、本文中では堤外地対策という単語は使用せず、「川の中の対策」で統一的に記述することとします。</li> <li>・公助が治水上もっとも重要ではないか、共助、自助はその補助的なもので「公助、共助、自助」の順では。（大津市）<br/>：即時的な効果の大きさでは公助の担う役割が非常に大きいことは明らかです。しかしながら、従前の公助に依拠した</li> </ul> | <p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>(1) 流域治水の概念</p> <p>近年、全国的に水害が頻発しています。特に最近では、気候変動やライフスタイルの変化なども要因となり、外力は増大し被害構造も変化してきています。</p> <p>一方、河川や洪水調整地など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。また、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています（水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について、社会資本整備審議会答申、2008）。</p> <p>このような状況をふまえ、滋賀県では、「どのような洪水に対しても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識したうえで、「川の中の対策」だけではなく「川の外の対策」をも並行し、<u>自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</u></p> <p>これらの認識を踏まえ、ここに滋賀県は、県内で推進する流域治水を次のように定義します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水</p> </div> <p>また本基本方針では、「川の外の対策」を図-1のように、「た</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
|---|---|---|----------------------|--|--|--|--|--|---|--|--|--------------------------------|--|------------------------|---|--|--|-------------------------|-----|--------------------------|--------------------------|------|-------------------------------------|-----------|------|-----------------------------------|
| <p>て「流域治水基本方針」を策定し、実施していく。</p>                                    | <p>治水に限界があることも明らかとなり、さらなる公助の展開と、自助・共助の促進が重要な課題となっております。また公助に関しても、県の立場からは、「行政主導型の公助」（河川改修など）と「住民支援型の公助」（地域の自主防災活動のサポートなど）の2種類の公助があると認識しております。どちらの公助もさらに強力に推進していく必要があると考えております。また、自助・共助でできないことを公助が行うという視点で考えた場合、語順についても違った見解もあると考えられます。そのため、ここでは、一般的に広く用いられている“自助・共助・公助”の標記のままとします。なお、この語順であるからと言って、公助の役割を矮小化してとらえることはあってはならないと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本基本方針の主体者が不明確である、また、滋賀県だけでなく、国、市町及び関係機関と協力する必要があることから「滋賀県は国、市町及び関係機関と協力して、地域の実情や住民の立場・・・」とするべき。(琵琶湖河川事務所)</li> <li>：県が国・市町、流域住民と協働して策定する方針です。滋賀県が先に策定している琵琶湖総合保全整備計画（通称、マザーレイク21計画）と同様に、本方針内の各施策の主体は、国・県・市町・住民等から役割分担を明確に整理しています。本方針に記載している施策のうち、他の法定計画等に位置付けられているものについては、所与の条件として捉え、それらの記載内容に準じたものとします。</li> <li>・治水制度もしくは（治水）対策どちらかの表現に統一すべき。(琵琶湖河川事務所)</li> <li>：ご指摘の主旨を踏まえ誤解が生じないように修正しました。</li> </ul> | <p>める（流域貯留対策）」・「とどめる（氾濫原減災対策）」・「そなえる（地域防災力向上対策）」に分類して、その考え方と方向性を示すこととします。</p> <div data-bbox="1512 300 2116 762"> <table border="1"> <tr> <td colspan="3"><b>目的</b> 水害に強い地域づくり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）<br/>②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>手段</b> 川の中の対策（堤外地対策）だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地対策）を総合的に実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河道内で洪水を安全に流下させる対策<br/>(これまでの対策)</td> <td>河道掘削、堤防整備、<br/>治水ダム建設など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>流域貯留対策<br/>(河川への流入量を減らす)</td> <td>ためる</td> <td>ため池、調整池<br/>グラウンドでの雨水貯留など</td> </tr> <tr> <td>氾濫原減災対策<br/>(氾濫流を制御・誘導する)</td> <td>とどめる</td> <td>輪中堤、二線堤、露堤、水害防備林、<br/>土地利用規制、耐水化建築など</td> </tr> <tr> <td>地域防災力向上対策</td> <td>そなえる</td> <td>水害履歴の調査・公表、防災教育<br/>防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table> </div> <p>図-1 滋賀県における流域治水の目的と対策の分類</p> <p>(2) 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ</p> <p>「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成 20、21 年の 2 年間をかけて、「滋賀県の河川整備方針」を定め基本（長期）計画を示すとともに、現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川（今後 20 年間で整備すべき河川・区間、A～D ランク）を選定しました。これらの諸計画により、滋賀県が管理する各河川については、治水安全度の向上させる具体的な道筋が示されています。国においても、平成 19 年に淀川水系河川整備基本方針が、次いで平成 21 年には淀川水系河川整備計画が策定され、県内の国直轄河川に関する「川の中の対策」について具体的な整備内容が示されています。</p> <p>そのため、本基本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画（河川管理者がその責任範囲で定める河川整備に関する計</p> | <b>目的</b> 水害に強い地域づくり |  |  | ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）<br>②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける |  |  | <b>手段</b> 川の中の対策（堤外地対策）だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地対策）を総合的に実施する。 |  |  | 河道内で洪水を安全に流下させる対策<br>(これまでの対策) |  | 河道掘削、堤防整備、<br>治水ダム建設など | + |  |  | 流域貯留対策<br>(河川への流入量を減らす) | ためる | ため池、調整池<br>グラウンドでの雨水貯留など | 氾濫原減災対策<br>(氾濫流を制御・誘導する) | とどめる | 輪中堤、二線堤、露堤、水害防備林、<br>土地利用規制、耐水化建築など | 地域防災力向上対策 | そなえる | 水害履歴の調査・公表、防災教育<br>防災訓練、防災情報の発信など |
| <b>目的</b> 水害に強い地域づくり  |   |   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）<br>②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける      |   |   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| <b>手段</b> 川の中の対策（堤外地対策）だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地対策）を総合的に実施する。 |   |   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 河道内で洪水を安全に流下させる対策<br>(これまでの対策)                                    |   | 河道掘削、堤防整備、<br>治水ダム建設など  |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| +   |   |   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 流域貯留対策<br>(河川への流入量を減らす)   | ためる   | ため池、調整池<br>グラウンドでの雨水貯留など  |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 氾濫原減災対策<br>(氾濫流を制御・誘導する)  | とどめる  | 輪中堤、二線堤、露堤、水害防備林、<br>土地利用規制、耐水化建築など   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 地域防災力向上対策   | そなえる  | 水害履歴の調査・公表、防災教育<br>防災訓練、防災情報の発信など   |                      |  |  |  |  |  |   |  |  |                                |  |                        |   |  |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|---|---|--|
| <p>■第二章 滋賀県の特性</p> <p>(1) 琵琶湖を中心として周囲に県境をなす山地が続き、県内に降った雨のほとんど(95.8%)が琵琶湖に流入している。<u>琵琶湖に流入しない大戸川等については、瀬田川に直接合流している。</u></p> <p>(2) 水源山地の地質条件と相まって大量の土砂流出のため、草津川や家棟川、姉川など多くの河川が天井川を形成してきた。</p> <p>(3) 本県の河川の長さは短く急峻であることから水量変動</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二章 滋賀の特性」は、章立てするほどの内容がないので、もっと内容を充実させるべきである。あるいは、「第三章」に入れ込む方が良いのではないか。(大津土木)</li> <li>: ご指摘の趣旨を踏まえ、内容を充実させるとともに、「第三章 治水上の課題」に入れ込みます。</li> <li>・「本県内における河川の特性」にすべき。(防災危機管理局)</li> <li>: ご指摘の主旨を踏まえ修正します。</li> <li>・琵琶湖に流入しない河川として白川、藤尾川、四ノ宮川があるがこれらは無視としているのか。(大津市)</li> <li>: 白川・藤尾川・四ノ宮川の氾濫域についても、本方針の対象範囲であると考えております。ご指摘のほか県内には北川水系、木曾川水系の河川もあり、ご指摘のとおり(案)の記述では誤解を招く恐れもあります。当該箇所での記述の意図を勘案して、(琵琶湖に流入していない河川について全て列挙するのではなく、)ご指摘の部分を一括して削除することで、(無視している河川があるとの)誤解を招かないようにします。</li> </ul> | <p>画)を所与の条件としつつ、流域治水の立場から、「川の中の対策」で付加的に実施すべき事項、および「川の外の対策」として実施すべき事項について、その概要と基本的方向を示すこととします。</p> <p>■第二章 治水上の課題</p> <p>1. 滋賀県の河川特性</p> <p><u>滋賀県の周囲には県境をなす山地が続いているため、降った雨はほとんどが琵琶湖に注ぎ、瀬田川、淀川を通じて大阪湾に流出しています。岐阜県境に木曾川水系、福井県境に北川水系の河川がありますが、いずれも一級水系であることから、滋賀県には二級河川はありません。</u></p> <p><u>淀川水系は、三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良の2府4県にまたがり、その流域面積は8,240km<sup>2</sup>(幹川流路延長は75.1km)ですが、このうち、琵琶湖流域は3,848km<sup>2</sup>であり、淀川全体の46.7%を占めています。県の面積に占める琵琶湖の流域面積は、95.8%です。瀬田川への流入河川を含めた、県の面積に占める淀川の流域は、98%を占めます。</u></p> <p><u>滋賀県の一級河川は509本(直轄13河川含む)あり、岐阜県境の木曾川水系藤子川1河川、福井県境の北川水系北川(天増川)、寒風川、椋川3河川の合計4河川を除くと、全て淀川水系となっています。一級河川のうち、直轄管理区間は13河川67.5km、指定区間は504河川(内4河川は湖沼)2,254.3kmあります。琵琶湖に直接流入する一級河川は118本(南湖32本、北湖86本)、また、瀬田川に直接流入する河川は12河川(洗堰上流6本、洗堰下流6本)あります。琵琶湖および瀬田川に直接流入する河川について、流路や流域別の河川数を表2-1に示します。</u></p> <p><u>琵琶湖を中心にして平地が広がり、その外側を分水嶺が取り囲む同心円状の構造をしている地勢から、指定区間延長は</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>が激しく、洪水や渇水被害に見舞われやすい特徴がある。</p> <p>(4) 琵琶湖から流れ出る河川は瀬田川1本であり、洪水流入量に比べて瀬田川の流出能力ははるかに小さいため、琵琶湖水位の上昇に伴う洪水が発生する恐れがある。</p> <p>■第三章 治水上の課題</p> <p>1. 気候変動による外力の増加</p> <p>(1) <u>地球温暖化による気候変動に伴い豪雨や台風の強度の一層の増大、渇水の深刻化</u>などにより、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることも想定されており、水害や土砂災害等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生、渇水の深刻化による被害の拡大が懸念されている。</p> <p>(2) 国が予測した気候変動による100年後の降水量の変化</p> | <p>・「集中豪雨の激化や台風の大型化」の表現が適切では(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・引用資料名を記載すべきである。(琵琶湖河川事務所)<br/>: ご指摘に基づき、引用資料名を記載します。</p> | <p>野洲川、安曇川の2河川を除くと全てが50km未満と短く急峻であり、洪水が起こりやすく渇水被害に見舞われやすいといった特徴があります。</p> <p>また、水源山地の地質条件と相まって、大量の土砂流出のため、天井川が多いのも特徴で、代表的なものに草津川、家棟川、姉川(高時川)、百瀬川などがあり、これらの河川の下を国道や河川が隧道、カルバートにより横断しています。</p> <p>地域的に見ると、湖南・湖東地方では野洲川、日野川、愛知川等の大河川が東西方向に幹川を延ばし、湖北地方では姉川、高時川、余呉川等の大河川が南北方向に幹川を延ばしています。湖西地方の代表的な河川としては安曇川があり、多くは比良山地から流路の短い小河川が東西方向に分布しています。</p> <p>琵琶湖に流入する一級河川118河川の内、指定区間延長が10.0km以下および流域面積20k㎡以下の小規模な河川が、全体の80%を占めています(図表追加)。また、流域の平均幅が1.5km以下、流域の形状係数が0.4以下の河川が全体の約半数を占め、細長い流域形状を持った河川が多いことも特徴の一つです(図表追加)。一方、県の土地利用・交通網の特徴として、琵琶湖線、湖西線、北陸本線の鉄道網や国道等幹線道路が、琵琶湖から概ね5km以内に位置することから、これらを中心に町が発展しており、小規模な河川は琵琶湖周辺の市街化区域等の重要な地域の排水を担っています。</p> <p>2. 気候変動による外力の増加</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や土砂災害が多く発生しています。地球温暖化にともなう気候変動により、集中豪雨の頻発化や台風の大型化、渇水の深刻化など、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることが予想されており、水害や土砂災害等の頻度や規模の増大による壊滅的な被害の発生や渇水の深刻化による被害の拡大が懸念されて</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが妥当とされ、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下することになり、<u>浸水やはん濫の危険性が增大している。</u></p> <p>(3) 近年局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や土砂災害が多く発生している。治水施設が完成しても超過洪水が発生する確率が增大しており、<u>これまでの考え方に基づく治水施設のみで安全を守ることは極めて困難である。</u></p> <p><u>2. 行政対応の現状</u></p> <p>(1) 河川行政等の現状と問題点<br/>(ながす・ためる)</p> <p>1) 滋賀県における一級河川の当面の目標である 10 年確率降雨 (50mm/hr 相当) に対する整備率は、ようやく半分を超えた程度 (55.5% : H21 年度末) で、県内全ての一級河川で同様の安全性を確保するためには、今後 1 世紀相当の</p> | <p>・「低下し、浸水やはん濫の危険性が增大することが予想されている」が適切でないか。(河港課)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「これまでの考え方に基づく」は意味不明。具体的に記述すべき。(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・第三章は、治水上の課題を記述する章となっているため、「2. 行政対応の現状と問題点」などの表現とすべき。(琵琶湖河川事務所)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「行政」を削除し以下の項目名とするべき。<br/>(1) 河川整備等の現状と問題点 (ながす・ためる)<br/>(2) まちづくり等の現状と問題点 (とどめる)<br/>(3) 水害対応等の現状と問題点 (そなえる)<br/>(防災危機管理局)<br/>: ここでは行政の限界などを含め、“公助” に焦点を当てて表記していますので、(案) のとおりとします。</p> <p>・「普通河川、下水道(雨水)等の整備・・・」に「市町が整備している・・・」の主語が必要では。(大津市)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・滋賀県域は、淀川水系の上流部であり、下流域の洪水対策</p> | <p>います。<br/>国が予測した気候変動による 100 年後の降水量の変化は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが妥当とされており、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下し、<u>浸水やはん濫の危険性が增大することが予想されています。</u>(「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」, 社会資本整備審議会答申, 2008)<br/><u>たとえ治水施設が完成しても整備水準を超える洪水が発生する確率が增大しており、既存施設や計画されている治水施設のみで将来にわたって安全を守り続けることは極めて困難な状況になっています。</u>(図表追加)</p> <p><u>3. 行政対応の現状と問題点</u></p> <p>(1) 河川行政等の現状と問題点<br/>(ながす・ためる)<br/><u>滋賀県が管理する河川では、少なくとも 10 年確率降雨 (50mm/hr 相当) により想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。10 年確率降雨に対する河川の整備率は、ようやく半分を超えた程</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|--|--|---|
| <p>長期間を必要とする。<u>普通河川や下水道(雨水)等の整備についても5年から10年確率降雨に対する整備を進めているが、その進捗は鈍化している。</u></p> <p>ほ場整備については、8割を超える整備率となっているが、排水路については、ほ場内の洪水を一定時間内に排水することを許容する整備となっている。</p> <p>このように、河川整備等の整備水準やその進捗には限界があることが社会的に十分認識されていない。</p> <p>2) <u>県が管理する一級河川の延長は約2,200kmと長く、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに対し</u></p> | <p>の観点から、河川整備や施設運用に下流の状況を考慮しなければならぬという治水上の制約を記述すべきではないか。(大津市)<br/>: ご指摘の主旨を踏まえて、追記します。</p> <p>・「一定時間内冠水することを許容する」の表現がわかりやすい。(高島土木)<br/>: 具体的には、「4時間降雨4時間排水」を意味しています。これは“(治水のために)一定時間の冠水を許容させる”ことを意図するものではなく、“少なくとも無被害のうちに排水させる”ことを意図した整備です。冠水を許容するとの記述では、ほ場整備の意図に誤解を生じる恐れのあることから、できるだけ丁寧な表現となるよう修正します。</p> <p>・整備水準とは、何を指すのか。(大津市)<br/>: ここでは、一級河川の当面の整備目標である10年確率洪水での整備、および普通河川や下水道(雨水)等は5~10年確率洪水の整備、また、ほ場整備では、10年確率の整備であることを指しています。ご指摘のとおり、日本語の使い方として誤解を生じる恐れのあることから、「整備目標」とします。</p> <p>・文章が冗長で因果関係が明確でない。管理する延長がながいことをあえてここで述べる必要があるのか。(河港課)</p> | <p>度(55.5%:H21年度末)で、県管理の全ての河川で同様の安全性を確保するためには、平成21年度予算規模で今後1世紀程度の期間を必要とすることが分かっています。(図表追加)</p> <p>市町が管理する河川・水路(準用河川・下水道(雨水)・普通河川等)についても5年~10年確率降雨に対する整備が進められています。これらの県・市町による河川・水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>また、琵琶湖も含め、滋賀県が管理する河川は、淀川水系の上流部に位置することから、下流域の治水施設の整備状況に配慮しながら治水施設の整備・運用を行わなければならないという制約もあります。</p> <p>ほ場整備については、整備を必要とする農地の8割を超える範囲が整備済みとなっており、ほ場整備と一体的に10年確率洪水に対応した農業用排水路の整備も順次進められています。ただし、農業用排水路については、ほ場内の洪水(10年確率)を一定時間内に排水する整備となっているため、計画の対象となる洪水では一時的に湛水することになります。</p> <p>このように、河川・水路等の整備目標やその進捗には限界がありますが、そのことが社会的に十分認識されているとは言えない状況にあります。</p> <p>滋賀県は、管理する一級河川(総延長約2,200km)において、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p><u>て、限られた予算と人員体制で維持管理を行わなければならない状況である。</u></p> <p>3) <u>築堤河川が破堤した場合は、はん濫の大きなエネルギーや、氾濫流による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想される。多くの天井川を有する本県にとって破堤を出来る限り回避させることは差し迫って解決しなければならない緊急の課題である。</u></p> | <p>: ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県に限ったことだけを述べているが、市町についても同じではないのか。(大津市)</li> </ul> <p>: ご指摘の主旨を踏まえて、追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘込河川においても、被害が想定されることから、掘込河川の整備についても明記されたい。(甲賀市)</li> </ul> <p>: ご指摘の主旨を踏まえ、(掘り込み河川については整備をしないとの) 誤解を招かないように、本節第1段落を修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “差し迫った” と “緊急” など意味の近い用語が重複しているため読みづらい。(河港課)</li> </ul> <p>: ご指摘を踏まえて修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『ためる』の現状と課題について追記すべき。(防災危機管理局)</li> </ul> <p>: ご指摘のとおり追記します。</p> | <p><u>逐次対処する責務がありますが、近年は、慢性的に投資余力が減少する中で、限られた予算・人員体制で対応しなければならない状況になっています。また、このことは市町が管理する河川・水路についても同じように言えます。</u></p> <p>築堤河川の堤防が決壊した場合には、はん濫の大きなエネルギーや、はん濫流による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想されます。このため、<u>多くの天井川を有する滋賀県にとって、堤防の決壊をできる限り回避させることは差し迫った課題となっています。</u></p> <p><u>時代の経過とともに国民ニーズや産業構造が変化し、木材等林産物の国内生産が減少した結果、多くの人工林が適切に管理されずに放置され荒廃するようになりました。中山間地域を中心に農地の耕作放棄地が増加してきており、水源かん養や貯留機能が損なわれつつあります。河川計画はこれらの貯留機能を前提としています。森林や水田の貯留機能の劣化は、気候変動とともに、大洪水の頻発化を招く一因となります。</u></p> <p><u>グラウンド・駐車場や水田等による貯留効果について、安曇川・大戸川流域等で試算したところ、100年確率の洪水に対しては、これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度あることが確認されました。グラウンド・駐車場や水田等での貯留は、中小洪水に対する効果は認められる場合があるものの、河川計画の対象となるような大洪水に対する効果は限定的であることが分かっています。(図表追加)</u></p> <p><u>滋賀県や市町は、開発に伴い洪水調節池の設置を事業者に</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案  |
|---|---------------|---|
| <p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、河川法の制定とともに淀川改良計画が策定。</p> <p>瀬田川の浚渫工事が実施されると共に、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰が整備。</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川が破堤。被災した河川では災害箇所の復旧をしながら、河道を拡幅する河川改修を実施。</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進。</p> <p>2) 平成4年に瀬田川洗堰の操作規則が策定。洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げることにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作が明記。</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環境の総合的な制度整備)以降</p> <p>1) 河川法の目的に、これまでの治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計画</p> |               | <p><u>指導しています。しかしながら、ほとんどの調節池は私有財産であることなどから、治水計画上、その効果が見込まれていません。また、継続的な機能確保についても制度上十分に担保されていない状況にあります。</u></p> <p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、河川法の制定とともに淀川改良計画を策定</p> <p>瀬田川の浚渫工事が実施されるとともに、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰を整備</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川の堤防が決壊。被災した河川では災害箇所の復旧とともに、河道を拡幅する河川改修を実施</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進</p> <p>2) 平成4年に瀬田川洗堰の操作規則が策定。洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げることにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作を明記</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環境の総合的な制度整備)以降</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案  |
|---|---------------|---|
| <p>制度が導入。</p> <p>2) 住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置して、県内の河川整備計画の策定。</p> <p>3) 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進。</p> <p>4) 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するため、急激な水位変動を抑えた弾力的な瀬田川洗堰の操作が実施。</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸し、新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発。</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化。</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底、中小河川における洪水情報の充実等が行われた。県では、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進めており、市町は当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力。</p> |               | <p>1) 河川法の目的に、これまでの治水、利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計画制度を導入</p> <p>2) 住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置し、県内の河川整備計画を策定</p> <p>3) 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進</p> <p>4) 琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するため、急激な水位変動を抑えた弾力的な瀬田川洗堰の操作を実施</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸し、新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底や、中小河川における洪水情報の充実等を実施</p> <p>県は、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進め、市町は、当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力</p> <p>4) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化などの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化するとの懸念を指摘。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|---|--|--|
| <p>4) 県は平成 18 年 9 月に「流域治水政策室」を設置し、これまでの川の中での対策に加え、川の外(流域)でのハード対策とソフト対策を組み合わせ、地域の実情に応じた治水対策の検討に着手。</p> <p>5) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書では、地球温暖化などの影響から、集中豪雨の激化や台風の大規模化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化するとの懸念が指摘。</p> <p>6) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところ。</p> <p>7) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。<br/>本県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水。</p> <p>8) 国の河川整備計画に関する動きについては、平成 19 年 8 月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」と明記。<br/>平成 21 年 3 月に淀川水系河川整備計画が策定。<br/>県の河川整備計画に関しては、川づくり会議を再開するなど平成 22 年度末の策定に向けた取り組みを進めている。</p> | <p>・4) は取り上げるべき内容でない。(大津市)<br/>: ご指摘のとおり修正(削除)します。</p> | <p>5) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところ</p> <p>6) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。<br/>滋賀県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水</p> <p>7) 国の河川整備計画に関する動きとして、平成 19 年 8 月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」ことを明記。<br/>平成 21 年 3 月に淀川水系河川整備計画を策定<br/>県の河川整備計画に関しては、川づくり会議を再開するなど早期の策定に向けた取り組みを進めている。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|--|--|---|
| <p>(2) <u>まちづくり行政等の現状と問題点</u><br/>(とどめる)</p> <p>近年では、<u>水害リスクの高い地域で無防備な開発</u>がなされている事例が見うけられる。開発に伴い、<u>減災効果を有する霞堤機能が失われた箇所</u>も見うけられる。また、<u>ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められたことにより霞堤の機能が失われてしまった事例</u>もある。</p> <p>安曇川や姉川などの沿川には二線堤が残っているが、二線堤の開口部を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、洪水対策として有効な治水施設が、現在ではほとんどが機能していない状況となっている。</p> <p><u>伊勢湾台風襲来後の昭和34年10月27日付け建設省事務次官通達※1や、昭和45年1月8日付け建設省都市局・河川局長通達※2など水害リスクを考慮したまちづくりを進める制度があるが、十分に機能している状態とはいえない。</u></p> <p>県内においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用・建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきた。しかし近年では、<u>水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見</u>されており、甚大な被害の危険性が高まってきている。</p> <p><u>浸水実績や水害リスクの情報が少ないことが、これらの制度が機能していない理由のひとつとなっている。</u></p> | <p>・「<u>水害対策の観点から見た</u>」あるいは、「<u>まちづくり行政等における水害対策</u>」といった限定が必要ではないか。(大津市)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・ <u>このような事例があるのか</u> (高島土木)<br/>: 天野川氾濫域など、実際に確認されている事例がいくつか確認されています。</p> <p>・ 1)、2)で「<u>水害リスクの高い地域での無防備な開発</u>」が上げられているが、<u>同じことの繰り返し</u>となっている。(大津市)<br/>: ご指摘の主旨を踏まえ、文意を考慮し、1)での記述を削除します。</p> <p>・ <u>文意が伝わらない。第三段落は第一段落を説明していることから、これらを繋げて記述すべきではないか。そもそも通達の有無ははじめに強調されるような課題ではない。</u> (河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・ (とどめる)と2)の記載内容がリンクしていない。(大津土木)<br/>: (2)で示しておりますように、「とどめる」対策を「まちづくり」と対応(リンク)させ整理しております。さまざまな観点からの分類はありますが、本基本方針においては、土地利用・建築の規制・誘導のようなソフト対策についても都市や建築という社会基盤の整備(まちづくり)に寄与するものと理解し、「そなえる対策」ではなく「とどめる対策」に分類しています。なお、「そなえる対策」には、避難や水防活動といった人的な判断を伴うソフト対策を分類し</p> | <p>(2) <u>水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点</u> (とどめる)</p> <p>近年では、<u>附近での開発に伴い、その減災機能を失った霞堤が散見</u>されます。また、<u>ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められた結果、霞堤が撤去されてしまった事例</u>もあります。</p> <p>また、安曇川や姉川、天野川などの沿川には二線堤が残っていますが、二線堤の開口部(普段は通行用に開放)を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、治水上有効な施設が十分機能していない状況となっています。</p> <p><u>滋賀県においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用や建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきました(図表追加)。しかし近年では、水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まってきています(図表追加)。</u></p> <p>土地利用や建築の工夫によって家屋への被害を回避するための法制度は、以前から用意されていましたが(資料-2)、県内の<u>浸水実績の記録</u>や水害リスク情報が不足していたため、その具体的な運用方法を示されていませんでした。このことなどが要因となり、現在に至るまでこれらの制度が十分に機能していない状況にあります。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>※1 建設省事務次官通達(昭和34年10月27日付)<br/>風水害による建築物の災害防止について(概要)</p> <p>建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。</p> <p>※2 建設省都市局・河川局長通達(昭和45年1月8日付)<br/>都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)</p> <p>おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものにする。</p> <p>(3) 危機管理行政等の現状と問題点<br/>(そなえる)</p> <p>1) <u>大規模な水害は広域かつ同時多発的に発生することになるため、行政がすぐに被災地域へ支援を差し向けることができないことが想定される。</u></p> | <p>ています。また、対策と所管とを対応させるとの意図からも、まちづくりに係る諸対策を「とどめる対策」として分類することとしています。</p> <p>・市は、開発基準等に基づき適正な開発となるよう業務を遂行しているため、「無防備な開発」という表現に抵抗を感じる。表現を改めて欲しい。(草津市)</p> <p>: これまで行政は、時点時点の開発基準に基づき、適正な審査を実施してきました。しかしながら、様々な社会状況の変化を経て、なおかつ、リスクの予測技術が進展してきた現時点において、県内全域を見たときに、(過去の行政部会での資料でもお示ししたように) 残念ながら「無防備」と理解せざるを得ない開発が散見されることも事実です。行政としては、社会状況の変化も踏まえつつ、新たに認識されたリスクを適切に考慮していく必要があると考えます。</p> <p>・「浸水実績・・・となっている」の文章はこの章でいいのか。また、「これらの制度」とは何をさすのか不明確。(大津市)</p> <p>: これらの制度とは、都市計画法、建築基準法、建築基準施行令、建築基準法施行規則等、あるいは、これらの具体的な運用基準を示す基本通達を指しており、それらの法制度が機能していない理由として浸水実績の記録や水害リスクの情報が不足していることがあげられます。</p> <p>なお、浸水実績が少ないことが問題ではなく、浸水実績の記録が少ないことが問題ですので、ご指摘の主旨を踏まえて修正します。</p> <p>・大規模な災害だからと言って、広域かつ同時多発であるとは必ずしも言えない。(河港課)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> | <p>資料-2 土地利用や建築の工夫により被害を回避・軽減する法制度</p> <p>建設省事務次官通達(昭和34年10月27日付)<br/>風水害による建築物の災害防止について(概要)</p> <p>建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。</p> <p>建設省都市局・河川局長通達(昭和45年1月8日付)<br/>都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)</p> <p>おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものにする。</p> <p>(3) 危機管理行政等の現状と問題点<br/>(そなえる)</p> <p><u>大規模な災害では、広域かつ同時多発的に被害が発生することもあるため、行政がすべての被災地域へすぐさま支援を差し向けることができないことも想定されます。</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|---|--|---|
| <p>2) 洪水時に河川管理者から市町等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした防災情報は、現実が発せられる機会が少ないため、県・市町の担当者は訓練等により洪水対策に充分精通していない。</p> <p><u>市町村合併に伴い、所管の拡大や行政組織の縮小化が相まって防災部局の負担が増大し、不測の事態に対し組織が適切に対応できるのか不安な状況となっている。</u></p> <p>洪水予報河川や水位周知河川が指定され、避難判断水位の設定など市町の避難勧告等の判断を支援する情報は増加してきたが、<u>勧告等を発令しても予測と現地での状況が一致しないことがあるため、避難情報発令の最終判断に困っている市町が多い。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町、そして住民等へ」の表記。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・「訓練等を行っているものの」の表現の方が文意が伝わり易い。(河港課)</li> <li>・「県・市町の担当者は訓練等により洪水対策に充分精通していない」とはどういうことか(大津市)</li> <li>・「県・市町の担当者は～精通していない」が文意不明瞭。(大津土木)<br/>: 「訓練等を行っているものの」に修正します。</li> <li>・「市町村合併に伴い…負担が増大し」とあるが、必ずしも市町村合併のみが事務負担増大の要因ではない。表現を再考願いたい。(竜王町)</li> <li>・「所管の拡大や行政組織の縮小化が相まって」が文意不明瞭。(大津土木)</li> <li>・“不安な状況となっている”の表現が曖昧ではないか。(大津市)</li> <li>・不測の事態に対処できない災害対応部局の価値は無いため「市町村合併に伴う所管の拡大に伴って、不測の事態に対し組織が適切に対応…」と修正【または全文削除】(防災危機管理局)<br/>: ご指摘の主旨を踏まえ修正します。</li> <li>・避難勧告等の判断を支援する情報とあるが基準ではないのか。(大津市)<br/>: 支援する情報には判断基準や(水位等の)予測情報も含まれます。</li> <li>・避難判断水位等の情報は、現実の水位でのみ発表され、降雨・流出予測(水位の上下昇の傾向)が十分加味されていない</li> </ul> | <p>洪水時に河川管理者・量水標管理者(国・県)から水防管理者(市町)、そして住民等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした避難や水防活動のきっかけとなる情報は、その発令機会も少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に充分精通しているとは言えない状況にあります。</p> <p><u>人口の増加や住民のライフスタイルの変化、社会的ニーズの多様化、行政組織の縮小化、また、市町村合併による所管の拡大など、さまざまな要因により、防災部局の負担が増大しており、不測の事態に対し、組織が適切に対応できるのか危惧されています。</u></p> <p>河川管理者(国・県)により、洪水予報河川や水位周知河川が指定され、避難判断水位の設定など市町が避難勧告等の発令を判断するための情報は増加してきました。その一方で、<u>勧告等を発令しても、降雨・流出予測(水位の上下昇の傾向)が十分加味されていないことなどから予測と現地での状況が一致しないこともあるため、多くの水防管理者(市町)が避難情報発令の最終判断に苦慮しています。</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|--|--|--|
| <p>平成 21 年 8 月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、<u>市町が避難情報を出すタイミングや、屋外避難か上階への垂直避難かの判断の難しさが浮き彫りとなった。</u></p> <p>3. 地域防災力の低下<br/>(そなえる)</p> | <p>ないことが問題なのでは。(大津土木)<br/>: 全国の統一的な基準を適用して定めた避難判断水位は、(現地の特殊性などにより) 場合によっては現実的と言えないものもあり、より機能的な判断基準の整備は今後の重要な課題と考えています。そのため、ご指摘の内容も加えて修正します。</p> <p>・ <b>この章で必要な文書か。(大津市)</b><br/>: これまでは、水害の避難勧告においても、水平避難を標準として考えてられました。しかし現在では、国の審議会(大雨災害における避難のあり方等検討会)において議論になるなど、佐用町の豪雨災害を契機に、垂直避難も含めた避難判断の必要性が社会的関心事となっています。これは、外水の氾濫だけでなく、内水氾濫についても検討を行い、きめ細やかな避難判断基準を設定する必要性を示唆する動きでもあり、今後の「そなえる対策」では十分に考慮されるべき課題として特筆すべきものと判断し、ここに記載しています。</p> <p>・ 「<b>地域防災力の低下</b>」という表現があるが、自主防災組織の組織率も高まっており、地域全体を見てみると「低下」という表現はなじまないと思われる。「<b>地域防災力の現状と課題</b>」などの表現が適当ではないか。(甲賀市)<br/>: ご指摘のとおり修正します。ただし、平成 19 年度に実施しました地域防災力アンケートの結果からも(4)のとおり組織率が増加していることが必ずしも地域防災力が高くなっているとは言えないことも事実です。</p> <p>・ 草津市では、自主防災組織の育成支援や助成、災害時要援護者避難支援プランの推進、同報系防災無線の整備、町内会毎の災害図上訓練の実施など、従来にも増して自助、共助の地域の防災力向上に取り組んでおり、地域防災力が低</p> | <p>平成 21 年 8 月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、市町が避難情報を出すタイミングや、屋外避難か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断の難しさが浮き彫りとなりました。<u>これまで以上にきめ細やかな避難情報(避難勧告や避難指示)が求められています。</u></p> <p>4. 水害に関する地域防災力の現状と問題点<br/>(そなえる)</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|--|--|---|
| <p>(1) 河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40～50 年間に県全域に及ぶような甚大な水害が発生しなかったこと、都市化に伴って河川との関わりが薄れてきたことなどから、水害に関する県民の意識が薄れ、洪水に備える意識の低下が危惧される状況である。</p> <p>(2) <u>他府県の被災地調査では行政からの情報がないと避難できないなど、行政依存の住民が多くなっていると指摘されており、大規模な避難の経験がない本県においても同様の状況でないかと危惧される。</u></p> <p>(3) 自治会を対象とした「地域防災力アンケート」結果では、自主防災組織の活動は火災や地震を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ない。</p> <p>(4) 自主防災組織率は年々増加しているものの、訓練などの活動が一部の参加者に限られるなど、地域全体として対応されているというところまでに至っていない組織が多い。</p> <p>(5) 過去の水害体験を正しく伝える活動がなされておらず、若者や新住民に地域の水害体験が継承されていない自治会が</p> | <p>下しているとは思わない。(草津市)<br/>: 各々の市町での取り組みの違いがありますが、県下全域を俯瞰した場合、地域防災力は低下している状況にあると言えます。ここでの表現については、ご指摘の主旨を踏まえて修正します。</p> <p>・水害に限定し「水害に関する地域防災力の現状」とすべき。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「ことにより、自分たちの川であるという当事者の(自治)意識が薄れ、親しみや楽しみのある川からは遠い存在となったことなどから、河川や水害に対する住民の意識とともに」の文章の方がよい。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・「被災」に修正。(防災危機管理局)<br/>: 修正します。</p> <p>・表現が抽象的で何を言いたいのか分からない。(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> <p>・(3) 前回意見対応で「自治会に入らない住民の増加」ということを書くのではなかったか。(大津市)<br/>: ご指摘の内容は重要な点と考え、第6段落目に特筆しています。</p> <p>・「正しく」は不要では。(大津土木)<br/>: 「正しさ」を追求するがあまり、広く伝えられない情報も存</p> | <p>河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が発生せず当事者(自治)意識が薄れたこと、さらには親しみや楽しみのある川からは遠い存在となったことなどから、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。</p> <p><u>最近の被災地調査では、現に浸水が始まっても行政からの避難勧告あるまで避難しなかった事例が報告されています(参考文献追加)。近年、この事例のように住民が過剰に行政依存する傾向も指摘されており(参考文献追加)、大規模な被災の経験がない滋賀県においてもより深刻な状況であることが危惧されます。</u></p> <p>滋賀県が実施した自治会を対象とした「地域防災力アンケート(平成 19 年 12 月実施)」の結果からは、自主防災組織の活動は火災や地震災害を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ないことが分かりました。(図表追加)</p> <p>また、自主防災組織率は年々増加しているものの、訓練などの活動が一部の参加者に限られるなど、地域全体として対応されるところまでに至っていない組織が多いことも分かりました(図表追加)。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|--|--|--|
| <p>多い。</p> <p>(6) 中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が困難な地域が増加しており、また都市部では自治会に参加しない住民が増加するなど、自治組織としての機能が低下している。</p> <p>(7) 高齢者や日本語に不慣れな外国人など、水害時に避難の支援が必要な災害時要援護者が増加しており、現在の社会環境に即した避難誘導體制の確立が急務となっている。</p> <p>(8) 水防活動を担う消防団について、団員の数はほぼ横ばいであるものの高齢化や居住地域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど、<u>水防力の低下が懸念される。</u></p> <p>資料2 これまでの地域防災について</p> <p>(1) 滋賀県の川は、多くの川が肥沃な扇状地を形成し、川の水を生活用水や農業用水として利用するため流域に集落が発展すると共に、水害の被害を少しでも減らそうと築堤や川ざらい等の川普請が行われた。<br/>また、昔より都市として発展した地域においては、付け替え等の整備が積極的に行われた川もあった。</p> <p>(2) 天井川沿いでは、地域において洪水時の見回りや土のう積みなどの水防活動が積極的に行われるなど、地域防災力はきわめて高かった。</p> <p>(3) 高度経済成長期以降工場の立地や上下水道の整備が進み、農業においても琵琶湖からの揚水施設の整備など、かんがい施設整備の進展に伴い、身近な川へ用水を直接依存する必要が少なくなったことなどから、住民の川への関心が低下</p> | <p>在するとの問題もしてきてされています。これらの課題も踏まえ、ご指摘のとおり、「正しく」を削除します。</p> <p>・<b>前回の修正案では「災害時要援護者が増加」というのを「被災者に占める要援護者の割合が高い、及び日本語に不慣れな外国人への対応が急務」に修正ではなかったか。(大津市)</b><br/>: ご指摘の意見(本県健康福祉政策課から意見)を踏まえ、(案)のように修正しています。</p> <p>・<b>「水防力の低下が懸念される。」では、水防技術等の低下と誤解されるので「水防活動に必要な団員の確保が困難になってきている。」に修正してはどうか。(湖南市)</b><br/>: 「高齢化や居住地域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど」との表現からご指摘のような誤解は生じないと考えます。</p> | <p>過去の水害体験を伝える活動がなされておらず、若者や新住民に地域の水害体験が継承されていない地域が多いことも明らかとなりました。</p> <p>中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が困難な地域が増加しており、また都市部では自治会に参加しない住民が増加するなど、自治組織としての機能が低下していることも指摘されています。</p> <p><u>また高齢者や日本語に不慣れな外国人など、災害時に避難の支援が必要な災害時要援護者が増加しており、現在の社会環境に即した避難誘導體制の確立も急務となっています。</u></p> <p>水防活動を担う消防団について、団員の数はほぼ横ばいであるものの、<u>高齢化や居住地域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど、水防力の低下が懸念されています。</u>(図表追加)</p> <p>参考2 これまでの地域防災について</p> <p>(1) 滋賀県の川は、多くの川が肥沃な扇状地を形成し、川の水を生活用水や農業用水として利用するため流域に集落が発展すると共に、水害の被害を少しでも減らそうと築堤や川ざらい等の川普請が行われてきた。<br/>また、昔より都市として発展した地域においては、付け替え等の整備が積極的に行われた川もあった。</p> <p>(2) 天井川沿いでは、地域において洪水時の見回りや土のう積みなどの水防活動が積極的に行われるなど、地域防災力はきわめて高かった。</p> <p>(3) 高度経済成長期以降工場の立地や上下水道の整備が進み、農業においても琵琶湖からの揚水施設の整備など、かんがい施設整備の進展に伴い、身近な川へ用水を直接依存する必要が少なくなったことなどから、住民の川への関心が低下してきた。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|--|--|--|
| <p>してきた。</p> <p>(4) 河川整備の進展や水害発生回数の減少などにより、水害に備える意識は低下し、水害に関する防災訓練がほとんどの集落で実施されていないなど、地域防災力の弱体化が危惧される状況である。</p> <p>(5) 都市化の進展に伴い市街地が拡大し、はん濫した場合大きな被害を受ける恐れのある地域において住宅開発が進むなど、水害を受ける危険性が高まっている。</p> <p>4. 水害リスク情報の不足</p> <p>(1) 地域の水害リスク情報が不足していたため、転居や建て替え、不動産取引時において水害リスクが高い地先でリスクが考慮されず、知らずに生活している住民が存在し、災害時には被害が甚大となる可能性が高くなっている。行政においても、<u>実情に近い水害リスク情報が無く、水害リスクに応じた土地利用に制限を掛けることができない状況にある。</u></p> <p>(2) 道路や鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスクの変化に関する情報が把握されていないため、地域の水害リスクが高くなった事例も存在する。</p> | <p>・(1)、(2)の文章 意図することがわからない。「水害リスク」を具体的に書いた方が良い。<br/>「水害リスク」→「地形状況の変化」このようなことではないのか。(大津市)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・(4)は、3の(1)と重複しているので省略しては。(大津土木)<br/>: ここでは、水害リスク情報に着目し、課題を再整理することを意図しており、重複していますが、異なる視点から再掲しています。</p> | <p>(4) 河川整備の進展や水害発生回数の減少などにより、水害に備える意識は低下し、水害に関する防災訓練がほとんどの集落で実施されていないなど、地域防災力の弱体化が危惧される状況である。</p> <p>(5) 都市化の進展に伴い市街地が拡大し、はん濫した場合に大きな被害を受けるおそれのある地域においても住宅開発が進むなど、水害を受ける危険性が高まっている。</p> <p>5. 水害リスク情報の不足</p> <p><u>これまでは、技術的制約等もあり、広範な水害リスク情報(どの程度の被害がどのような頻度で生じるのかなどの情報)が不足していました。そのため、例えば、転居や建て替え、不動産取引時などにおいて、水害リスクを考慮する機会が十分に提供されてなかったと言えます。情報不足の結果として、自らが暮らす地域の危険性を十分に認識せずに生活をおくる住民も少なくないと考えられます。このような状況にあっては十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されます。</u></p> <p><u>まちづくり行政においても、広範な水害リスク情報が不足しており、浸水による被害の程度やその頻度に応じたまちづくりを図ることが困難な状況にあったと言えます。</u></p> <p>また、道路や鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスク(汎濫時の被害の程度や頻度)の変化については、行政においても定量的に認識するには至っていませんでした。滋賀県においても東海道新幹線や北陸自動車道には多くの避溢橋が確認されますが、ほとんどが地元住民・市町からの請願によるものでした(図表追加)。その一方</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|--|---|--|
| <p>(3) <u>主要河川の水位や氾濫の情報だけでなく、中小河川や農業排水路などを含めた内水氾濫の情報が無ければ屋内避難(垂直避難)を含めた適切な避難判断が難しい。</u></p> <p>(4) 近年、県内において水害被害が無いこと、県民が共有する水害リスク情報も存在しないことから、県民の水害に対する防災意識が低下しつつある現状において、<u>地域防災力の維持が困難</u>である。</p> <p>■第四章 これからの治水の基本的方向<br/> 一 流域治水の推進<br/> 1. 流域治水の目標<br/> 気候変動による外力の増加や地域防災力の低下など、近年顕在化している課題を踏まえ、<u>洪水を川の中に閉じこめることには限界があり、「一定規模以上の洪水が発生した場合は川や水路から溢れる」ということを共通の認識としたうえで、「どのような洪水にあっても人命を守る」ことを最優先とし、流域で暮らし活動するすべての者が協働して対策を進めてい</u></p> | <p>・課題としては“内水氾濫の情報を整備すること”であるのでそれが分かるようにすべき。(河港課)<br/> : ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> <p>・県民が共有する水害リスク情報も存在しないと書かれているが、<u>水防法に係る浸水情報はリスク情報ではないのか、また、地域防災力の維持が困難</u>と言い切れるのか。(大津市)<br/> : ご指摘のとおり、浸水想定区域図等は水害リスク情報のひとつです。ただし、主要河川からの氾濫に限定されていることや単一の発生確率での浸水に限定されており、内水も考慮した避難やまちづくりに適用するには必ずしも十分であったとは言えない状況にあります。<br/> また、県政モニターへのアンケート調査の結果等からも、県民の水害に対する意識は高くなく、水害経験が地域で引き継がれていない現状もあり、水害に関する地域防災力の維持は困難な状況にあると考えられます。</p> <p>・“洪水を川に閉じ込めることには限界がある”と“一定規模以上の洪水が発生した場合は川や水路から溢れる”とは同じ意味である。文章が冗長で読みづらい。(河港課)<br/> : ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> <p>・基本的方向の前提となる、<u>流域治水の概念および、流域治</u></p> | <p><u>で、土地の改変の影響が十分に認知されないまま、結果として、一部の地域でリスクが高くなった事例も存在しています。</u></p> <p><u>佐用町豪雨の経験から、水害時には屋外避難(水平避難)・屋内避難(垂直避難)の判断の重要性が明らかとなりましたが、これらの判断を適切に行うためには、主要河川の水位やはん濫の情報だけでなく、中小河川や農業用排水路などを含めた内水はん濫の情報が求められます。</u></p> <p>また、幸運にも過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が経験しなかったことなどから、逆に住民の水害に対する防災意識が低下しつつあります。このような中で、住民の水害に対する防災意識を喚起するためにも、実態に即した広範な水害リスク情報が整備されることが望まれます。</p> <p>■第三章 これからの治水の基本的方向<br/> 一 流域治水の推進<br/> 1. 流域治水の目標<br/> これまでに述べてきたように、気候変動による外力の増加や投資余力の減少、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、<u>「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなってきました。</u><br/> <u>このような中であって、人的被害や生活再建が困難となる壊滅的な被害を回避するためには、流域で暮らし活動するす</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)                 | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
|--------------------------------|---|--|--------------------------------|------------------------|---|--|-------------------------|-----|--------------------------|--------------------------|------|-------------------------------------|-----------|------|-----------------------------------|
| <p>く。</p>                      | <p>水を構成する「ためる・とどめる・そなえる」の定義を詳しく記述すべき。(家屋化)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。</p> <p>・「共通の認識とした上で、」→誰と誰の共通認識かを記述すべきではないか。(大津市)<br/>: ご指摘の主旨を踏まえ、修正します。</p> | <p>すべての者が「川の中の対策」だけでは限界があることを共通の認識としたうえで、「川の中」だけではなく「川の外」にも視点を向け、協働してさまざまな対策を講じていく必要があります。</p> <p>滋賀県は流域治水を次のように定義し、強力に推進していきます。(第一章再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水</p> </div> <p>また、「川の外の対策」を図-1(再掲)のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>目的</b> 水害に強い地域づくり</p> <p>①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)<br/>②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</p> <p><b>手段</b> 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地対策)を総合的に実施する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f00; color: white; padding: 5px;">河道内で洪水を安全に流下させる対策<br/>(これまでの対策)</td> <td style="border: 1px solid red; padding: 5px;">河道掘削、堤防整備、<br/>治水ダム建設など</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 2em;">+</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">流域貯留対策<br/>(河川への流入量を減らす)</td> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">ためる</td> <td style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">ため池、調整池<br/>グラウンドでの雨水貯留など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">氾濫原減災対策<br/>(氾濫流を制御・誘導する)</td> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">とどめる</td> <td style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、<br/>土地利用規制、耐水化建築など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">地域防災力向上対策</td> <td style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px;">そなえる</td> <td style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">水害履歴の調査・公表、防災教育<br/>防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table> </div> <p>ためる(流域貯留対策) ため池、調整池、グラウンドでの雨水貯留など、河川・水路等への流入量をへらす対策を言い</p> | 河道内で洪水を安全に流下させる対策<br>(これまでの対策) | 河道掘削、堤防整備、<br>治水ダム建設など | + |  | 流域貯留対策<br>(河川への流入量を減らす) | ためる | ため池、調整池<br>グラウンドでの雨水貯留など | 氾濫原減災対策<br>(氾濫流を制御・誘導する) | とどめる | 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、<br>土地利用規制、耐水化建築など | 地域防災力向上対策 | そなえる | 水害履歴の調査・公表、防災教育<br>防災訓練、防災情報の発信など |
| 河道内で洪水を安全に流下させる対策<br>(これまでの対策) | 河道掘削、堤防整備、<br>治水ダム建設など  |  |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| +                              |   |  |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 流域貯留対策<br>(河川への流入量を減らす)        | ためる   | ため池、調整池<br>グラウンドでの雨水貯留など   |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 氾濫原減災対策<br>(氾濫流を制御・誘導する)       | とどめる  | 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、<br>土地利用規制、耐水化建築など  |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |
| 地域防災力向上対策                      | そなえる  | 水害履歴の調査・公表、防災教育<br>防災訓練、防災情報の発信など  |                                |                        |   |  |                         |     |                          |                          |      |                                     |           |      |                                   |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|--|---|--|
| <p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 — 「地先の安全度」</p> <p>個々の治水施設の治水安全度ではなく、流域内の各地点の水害に対する安全度を評価する必要がある。ここで、流域内の各地点の水害に対する安全度を「地先の安全度」と呼ぶ。流域内の被害の年発生確率により、「地先の安全度」を計量化する。</p> <p>外力規模については、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、幅広く想定する。</p> <p>降雨を外力として、流域—河道・水路—氾濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量（浸水深・流体力等）を算定して、被害の種類を判定する。</p> <p>ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険に曝される年確率として「地先の安全度」を表現する。</p> | <p>・流域治水の新しいキーワードである「地先の安全度」については、提言の模式図を引用するなどして、分かりやすく説明（定義）する必要がある。（大津土木）</p> <p>：ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> | <p>ます。</p> <p><u>どどめる（氾濫原減災対策）</u> 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など、河川・水路等の整備水準を超える洪水により氾濫が生じた場合にも、まちづくりの中で被害を最小限に抑える対策を言います。</p> <p><u>そなえる（地域防災力向上対策）</u> 防災訓練や防災情報の発信など、避難行動や水防活動など即時的判断を伴う災害対応をより強化する対策を言います。</p> <p><u>ながす</u> 洪水をできるだけ川の外へ溢れさせないよう河川・水路等を整備する対策を言います。河道内に整備される洪水調節施設（ダムなど）も含みます。</p> <p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 — 「地先の安全度」</p> <p>自助・共助・公助が一体となって流域治水を進めるためには、水害対策として「川の中の対策」と「川の外の対策」を並行して進める必要があることを、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人々が共通の理解とすることが必要不可欠です。</p> <p>滋賀県は、これらの共通理解をはかり、着実に流域治水を推進するため、個々の治水施設の安全度ではなく、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度（以下、「地先の安全度」という）を調査し、基礎情報として活用することとします。</p> <p style="text-align: right;"></p> |

|                |               |            |
|----------------|---------------|------------|
| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案 |
|----------------|---------------|------------|



図-2 河川・水路の治水安全度と「地先の安全度」

「地先の安全度」を計量化する際には、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、想定する外力を幅広く設定します。外力には降雨を与え、流域一河道・水路一はん濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量（浸水深・流体力等）を算定して、被害の種類（①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水）を判定することとします。

「地先の安全度」は、各地点における発生確率別の水理諸元（浸水深や流速など）で表現する他、ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険にさらされる年確率として表現することとします。

|                |       |            |                   |                 |             |                         |  |
|----------------|-------|------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------------------|--|
| 1/ 2 (0.500)   | 年発生確率 |            |                   |                 |             |                         | 右図は、当該地点に一般家屋がある場合に、<br>① 家屋流失が200年に1度程度、<br>② 家屋水没が200年に1度程度、<br>③ 床上浸水が50年に1度程度、<br>④ 床下浸水が10年に1度程度、<br>の確率で発生することを意味する。 |
| 1/ 10 (0.100)  |       |            | ④                 |                 |             |                         |  |
| 1/ 30 (0.033)  |       |            |                   |                 |             |                         |  |
| 1/ 50 (0.020)  |       |            |                   |                 | ③           |                         |  |
| 1/100 (0.010)  |       |            |                   |                 |             |                         |  |
| 1/200 (0.005)  |       |            |                   |                 |             | ② ①                     |  |
| ...            |       |            |                   |                 |             |                         |  |
| 被害の種類（浸水深・流体力） |       |            |                   |                 |             |                         |  |
|                |       | 無被害        | 床下浸水              | 床上浸水            | 家屋水没        | 家屋流失                    |  |
|                |       | $h < 0.1m$ | $0.1m < h < 0.5m$ | $0.5m < h < 3m$ | $h \geq 3m$ | $u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$ |  |

図-3 ある地点における「地先の安全度」の表示例

3. 流域治水の基本的方向

(1) ながす・ためる対策

河川管理者や下水道（雨水）施設管理者および農業排水路

・第三章3節と第四章とで重複した記述が多く、あえて分割

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案           |
|--|--|----------------------|
| <p>管理者等（以下河川管理者等という）は、均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川や水路の整備を着実に実施するとともに、河道が持つ流下能力を発揮させるため適切な河川や水路の維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、超過洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、実施していく。</p> <p>都市施設管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施する。農林業関係者は、森林や農地を適正に保全管理することにより、保水機能や地下浸透機能の維持をはかる。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川等にかかる負荷を軽減する。</p> <p>(2) とどめる対策</p> <p>「地先の安全度」を活用し、流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を調査し、必要に応じて氾濫原減災対策を講じる。また、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、新たな条例の制定等により、土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減する。</p> <p>(3) そなえる対策</p> <p>「地先の安全度」を公表し、県民と水害リスクについて正しく認識を共有することが重要である。その上で、洪水にそなえ、地域の実情を踏まえた避難ルールの方策など、自助・共助・公助を組み合わせた水害に強い地域づくりを進める。</p> <p>■第五章 流域治水を推進する具体的な方策<br/>1. 洪水を安全に「ながす」対策</p> | <p>する必要がないのではないか。分割していることで返って読みづらい印象がある。(河港課)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p> | <p>■第四章 流域治水の進め方</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|--|---|--|
| <p>河川管理者や下水道(雨水)施設管理者および農業排水路管理者等(以下河川管理者等という)は、均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川や水路の整備を着実に実施するとともに、河道が持つ流下能力を発揮させるため適切な河川や水路の維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、超過洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、実施していく。(再掲)</p> <p>(1) 適切な河川の維持管理</p> <p>県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等について着実に実施していく。</p> <p>また、県は地域に身近な河川について、「ふるさとの川づくり協働事業」により、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この文章の中で管理者が幾つか出てくるが各管理者は同じではない。下水道、農業排水路の管理者を全て河川管理者といえないのではないか。(大津市)</li> <li>: 河川(準用河川・普通河川を含む)下水道(雨水)や農業用排水路は、“一定の流量を排水させる(河道・水路内で安全に流下させる)” = 「ながす」という共通の機能を有していますが、ご指摘のとおり各管理者は同じではありません。そのため、誤解が生じないように修文します。</li> <li>・洪水を安全に「ながす」対策→洪水を安全に「ながす」施策では。(大津土木)</li> <li>: ご指摘のとおり“対策”という言葉の使い方については議論のあるところ。例えば同様の事例として、「治水対策」は正しい表現かという議論があります。水害対策は正しい使い方ですが、治水対策は必ずしも正しいとは言えないとの指摘もあります(治水そのものが対策を表すため)。しかし、治水対策という使い方はある程度一般的なものとして流通しており、現在において“対策”の使い方として格別不適切とは言えないと判断しております。このことから、これまでの使い方とも整合させ(案)のとおり“対策”とします。</li> <li>・「ふるさとの川づくり協働事業」について、一般的な事業名称ではないし、今後名称変更もあり得るため、マスタープランでの使用は適当でないのでは。(大津土木)</li> <li>: ご指摘の主旨を踏まえ修正します。</li> <li>・下水道は河川施設ではない、また、農業排水路の管理者は農業組合や農業従事者ではないか。資料3と合わない。(大津市)</li> <li>: 下水道(雨水)や農業排水路等も「ながす」対策として重</li> </ul> | <p>1. 洪水を安全に「ながす」対策</p> <p>国・県・市町等、河川・水路等の管理者は、均衡ある治水安全度の向上を図るため、河川・水路等の治水施設の効果的・効率的な整備を着実に実施するとともに、各施設が持つ流下能力を発揮させるため適切な維持管理を行ないます。</p> <p>また、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、<u>必要に応じて</u>検討・実施します。</p> <p>(1) 適切な河川等の維持管理</p> <p>県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施します。</p> <p>また県は、地域に身近な河川について、補助制度(ふるさとの川づくり協働事業等)を用意して、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案  |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
|---|---------------|---|---|----|----|-------------------------|----|---|----|----|--------------------------------------|------|----|---------------|--|---|---|----|---|----|----|-------------------------|----|---|----|----|--------------------------------------|------|----|---------------|
| <p>市町は、管理する準用河川や普通河川において、また、下水道（雨水）や農業排水路などの排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため適切な維持管理を行う。</p> <p>資料3：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="132 430 698 1023"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br/>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br/>河川愛護活動団体の窓口<br/>水防管理者としての堤防の監視</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>支援</td> <td>川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br/>堤外民地の適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>支援</td> <td>地域の河川愛護活動への参加</td> </tr> </table> <p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備</p> | 県             | 主体  | 一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援 | 市町 | 主体 | 準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検 | 支援 | 河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br>河川愛護活動団体の窓口<br>水防管理者としての堤防の監視 | 住民 | 支援 | 川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br>堤外民地の適正な維持管理 | 事業者等 | 支援 | 地域の河川愛護活動への参加 | <p>要な施設のひとつであることから、ご指摘の主旨も踏まえ、「(1)適切な河川等の維持管理」に修正します。また、本文の記述についても、ご指摘の主旨を踏まえ誤解の生じないよう修文します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料3 必要ないのでは。(「資料」との表現はおかしい。以下～資料7まで同様。)(大津土木)<br/>: 各々の役割分担を明確にすることが重要であるとの認識から、当該表は(案)のとおり記載します。なお、ご指摘のとおり、「資料」を「表一」に改めます。</li> <li>主体ではないか。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘の通り修正します。</li> </ul> <p>・県、市町、住民、事業者、防災関係機関等の役割分担について記述があるが、国の治水事業との関わりについて、記述がなくてよいのか。県主体の基本方針とはいえ、何らかの整理が必要と考える。(大津市、再掲)</p> <p>・「個々の河川ごとに河川整備計画の検討を進め」となっているが、河川整備計画を策定するのではないのか。ここで述</p> | <p>市町が管理する準用河川・下水道（雨水）・普通河川や、農業者が管理する農業用排水路などの各種排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため適切な維持管理を行います。</p> <p>表-1：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1552 430 2119 1023"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br/>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br/>河川愛護活動団体の窓口<br/>水防管理者としての堤防の監視</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br/>堤外民地の適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>地域の河川愛護活動への参加</td> </tr> </table> <p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等</p> <p>国は管理する河川（瀬田川ほか）において、淀川水系河川整備基本方針および同河川整備計画に基づき、計画的に河川整備を進めます。また県は、滋賀県の河川整備方針、および各圏域の河川整備計画（一部策定中）に基づき、計画的に河川整備を実施します。同様に、市町においても、各地域で必要な治水安全度を確保するため、管理する準用河川、下水道（雨水）、普通河川の整備を進めます。農業用排水路を整備す</p> | 県 | 主体 | 一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援 | 市町 | 主体 | 準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検 | 支援 | 河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br>河川愛護活動団体の窓口<br>水防管理者としての堤防の監視 | 住民 | 主体 | 川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br>堤外民地の適正な維持管理 | 事業者等 | 主体 | 地域の河川愛護活動への参加 |
| 県   | 主体            | 一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援         |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 市町  | 主体            | 準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検                                 |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
|   | 支援            | 河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br>河川愛護活動団体の窓口<br>水防管理者としての堤防の監視 |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 住民  | 支援            | 川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br>堤外民地の適正な維持管理                    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 事業者等  | 支援            | 地域の河川愛護活動への参加   |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 県   | 主体            | 一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検<br>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援         |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 市町  | 主体            | 準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検                                 |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
|   | 支援            | 河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援<br>河川愛護活動団体の窓口<br>水防管理者としての堤防の監視 |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 住民  | 主体            | 川さらえや除草作業など河川愛護活動の実施<br>堤外民地の適正な維持管理                    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |
| 事業者等  | 主体            | 地域の河川愛護活動への参加   |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |  |   |   |    |   |    |    |                         |    |   |    |    |                                      |      |    |               |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|---|--|---|
| <p>県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、<u>506本の県管理一級河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</u></p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、圏域ごとに「川づくり会議」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いた上で、<u>個々の河川毎に河川整備計画の検討を進め、河川整備計画に位置づけ責任を持って整備していく。</u></p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政上も時間的にも制約等があり困難であることから、当面（河川整備計画期間であるおおむね20年間）の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させていく。</p> <p>◆<u>大河川（流域面積が50km<sup>2</sup>以上の河川）</u>は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p>◆<u>中小河川は、おおむね10年確率洪水（50mm/hr相当）</u>に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> | <p>べる河川整備は県のみと考えてよいのか。（大津市）</p> <p>・市町の主体として、「河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施」を追加（河港課）<br/>：ご指摘の主旨を踏まえ、修正します。</p> <p>・ここでは「川の中の対策」と考えられるが、この中にダム事業は含まれるのか。また、国の事業に対する促進、連携などの記述を検討されたい。（大津市）<br/>：「川の中の対策」にはダム事業も含まれます。ご指摘のとおり、流域治水の立場においても、国の河川事業の促進や連携は重要です。あわせて、県・市町の互いの事業促進・連携も等しく重要であることから、それらを踏まえて修正します。</p> <p>・506河川の表現にするべき（高島土木）<br/>：ご指摘の趣旨を踏まえ、「県が管理する506河川を」に修正します。</p> <p>・圏域単位では「淡海の川づくり会議」（河港課）<br/>：「淡海の川づくり会議」という名称の会議は存在しておりません。ご指摘の主旨を踏まえ、「圏域ごとに」を削除し、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催しに修正します。</p> <p>・「個々の河川毎に河川整備計画を策定し、責任を持って整備する」でよいのでは。（大津土木）<br/>：ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・「向上させていく」→「向上させる」でよいのでは。（③）「していく」→「する」でよいのでは（大津土木）<br/>：ご指摘のとおり修正します。</p> | <p>る場合においても、県・市町は農地に求められる必要な治水安全度を確保するため、適切な整備を行います。</p> <p><u>これらの河川や水路の整備については、実施主体が異なるものの水系一貫の観点から、上下流や同種・同規模の河川・水路との整備のバランスを図ることが重要です。そのため、流域全体で一部の地域での整備が著しく遅れることのないよう、各実施主体（国・県・市町）が連携しながら着実に整備を進めます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考3 県が実施する河川整備</p> <p>県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、県が管理する506河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いたうえで、河川ごとに検討を進め、河川整備計画を策定し着実に実施する。</p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政的にも時間的にも制約等があり困難であることから、当面（河川整備計画期間であるおおむね20年間）の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させる。</p> <p>◇<u>県内の比較的大規模な河川（流域面積が50km<sup>2</sup>以上の河川）</u>は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p>◇<u>県内の比較的小規模な河川（流域面積が50km<sup>2</sup>未満の河川）</u>は、おおむね10年確率洪水（50mm/hr相当）に</p> </div> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
|---|--|--|-----|--------------------------|-----|-------------------------------|------|---------------|--|---|---|--|-----|---|----|-------------------------------|------|---------------|
| <p>資料4：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="145 295 757 689"> <tr> <td>県</td> <td>河川整備計画の策定<br/>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br/>河川整備に関する普及啓発活動</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>河川整備計画策定への参加<br/>住民との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>住 民</td> <td>河川整備計画策定への参加<br/>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> </table> <p>(3) 超過洪水を考慮した対策の実施<br/>河川整備を行うにあたっては、超過洪水が発生した場合でも被害を最小限に止める工夫をすることが必要である。氾濫流の勢いを抑えるため、<u>現存する河畔林の治水上の役割や効果を評価し、河川管理施設としての樹林帯の保全や新たな整備を実施していく。</u><br/>また、<u>県は「中長期整備実施河川の検討」により、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川（Iランク河川）・区間を選定し質的向上を図る事業を実施する。</u><br/>現在、堤防の安全性の点検評価を行い、堤防断面の確保や、堤防天端舗装など、実施可能な強化方策を講じていくこととしている。</p> | 県  | 河川整備計画の策定<br>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備に関する普及啓発活動 | 市 町 | 河川整備計画策定への参加<br>住民との連絡調整 | 住 民 | 河川整備計画策定への参加<br>河川整備に対する理解と協力 | 事業者等 | 河川整備に対する理解と協力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(流域面積が50km<sup>2</sup>未満の河川)と追記すべき。(河港課)<br/>：ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・一般に中小河川とは、都道府県管理の一級河川(指定区間)および二級河川を指すことから、<u>県内の比較的大規模な河川、比較的小規模な河川として分類してはどうか。</u>(河港課)<br/>：ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・整備水準を超える洪水への対策は、<u>河川整備の義務的責任範囲を超えるのと解釈もあるが、必要と言い切つてよいのか。</u>(河港課)<br/>：ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。今後、気候変動等の影響もあり、整備水準を超える洪水への配慮はますます重要性を増すと考えています。</li> <li>・「<u>新たな整備</u>」→「<u>整備</u>」でよいのでは。(大津土木)</li> <li>・<u>現存する河畔林を新たに整備すると読める。保全と整備を分けて記述するなど、誤解のないよう修文しておくべき</u>(河港課)<br/>：ご指摘の主旨を踏まえ修正します。</li> <li>・<u>被害を最小限に止める工夫として、河畔林の有効性は実証されているか。その有効性とは、堤防が決壊したときなど</u></li> </ul> | <p>対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p>表-2：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1543 295 2175 772"> <tr> <td>県</td> <td>河川整備計画の策定<br/>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br/>河川整備に関する普及啓発活動</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br/>河川整備計画策定への参加<br/>住民との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>河川整備計画策定への参加<br/>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> </table> <p>(3) 整備水準を超える洪水を考慮した対策の実施<br/>河川整備を進める際には、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑える工夫をすることが望まれます。<br/><u>現存する河畔林について、はん濫流の勢いを抑えるなどの治水上の効果(水害防備林としての効果)を評価し、必要に応じて河川管理施設としての樹林帯として指定し保全します。</u><br/>県は「<u>中長期整備実施河川の検討(平成20年10月)</u>」及び河川整備計画に基づき、<u>河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川(Iランク河川)・区間を選定し、質的向上を図る事業を実施します。</u>具体的には、<u>破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、(下流リスクとの関係から)新たな河道断面の拡大(築堤・拡幅・掘削等)、あるいは、掘り込み河川</u></p> | 県 | 河川整備計画の策定<br>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備に関する普及啓発活動 | 市 町 | 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備計画策定への参加<br>住民との連絡調整 | 住民 | 河川整備計画策定への参加<br>河川整備に対する理解と協力 | 事業者等 | 河川整備に対する理解と協力 |
| 県   | 河川整備計画の策定<br>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備に関する普及啓発活動 |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 市 町   | 河川整備計画策定への参加<br>住民との連絡調整                               |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 住 民   | 河川整備計画策定への参加<br>河川整備に対する理解と協力                          |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 事業者等  | 河川整備に対する理解と協力  |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 県   | 河川整備計画の策定<br>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備に関する普及啓発活動 |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 市 町   | 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施<br>河川整備計画策定への参加<br>住民との連絡調整    |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 住民  | 河川整備計画策定への参加<br>河川整備に対する理解と協力                          |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |
| 事業者等  | 河川整備に対する理解と協力  |  |     |                          |     |                               |      |               |  |   |   |  |     |   |    |                               |      |               |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|---|---|---|
| <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策</p> <p>都市施設管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施する。農林業関係者は、森林や農地を適正に保全管理することにより、保水機能や地下浸透機能の維持をはかる。そのこと</p> | <p>に堤内地を流れる氾濫流の勢いを抑え人や家屋等を守るということか。とすると、安全に「ながす」対策に含めるのは適切ではないのではないか。(大津市)</p> <p>: 河畔林(樹林帯・水害防備林)には氾濫流の減勢効果は、その効果を計画上見込むレベルには至っておりませんが、いくつかの既往研究等で定量的に実証されてきています。また、河川法にも樹林帯を河川管理施設として位置づけができることが謳われています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、河畔林の減勢効果は主として氾濫後発揮されることから、実態に則して「とどめる」対策に分類することも考えられます。しかしながら、これまでの議論から、本方針の構成として、ためる・とどめる・そなえる対策を所管に対応させることとしていること、さらに、樹林帯の整備は河川法に位置付けられた河川管理行為であることから「ながす」対策に分類しています。</p> <p>・危険度の高い河川・区間を選定し質的向上を図る事業とは、次の2行の記述内容か。(大津市)</p> <p>: ご指摘のとおりです。河川整備計画等の記述と整合を図り具体的に理解できるよう修正します。</p> <p>・堤防断面確保は、一般的には、「腹付けをして堤防断面を大きくすること」と受けとられるので「堤防法尻の改良などの堤防断面の改良」としてはどうか。(大津土木)</p> <p>: 堤防腹付けも対策のひとつと考えております。ご指摘のとおり誤解を招く可能性もあることから、河川整備計画等の記述と整合を図り修正します。</p> <p>・都市施設管理者とは何者か。(大津市)</p> <p>: 都市計画法第11条に定める公園やグラウンド、道路、公共施設等の都市施設の管理者を指しています。ご指摘の趣旨を</p> | <p>化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間であつ、人家が連担する箇所において、家屋の流失など、破堤による壊滅的な被害を回避するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施します。</p> <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施します。農林業関係者は、森林や農地を適正に保全管理することにより、保水機能や地下浸</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|--|--|--|
| <p>により、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川等にかかる負荷を軽減する。(再掲)</p> <p>(1) 保水機能の保全</p> <p>森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要である。また、手入れが行き届いていない山林からは倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる可能性もある。</p> <p>このため、平成16年4月に施行された「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念のもと、森林所有者、森林組合、住民、事業者、県はそれぞれの責務を十分果たしていく。また、優良農地を保全整備し将来にわたって確保していくため、県、市町は、農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通じた適正な保全管理に努める。</p> <p>(2) 貯留機能の強化</p> <p>中小河川において降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道事業(雨水排水)との調整を図りながら、以下の流出抑制対策を、県、事業者、県民と連携し、条例等による規制や助成等を用いて積極的に進めていく。</p> <p>また、都市計画法に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者(県、市町)は、それぞれ一定の面積以上の開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け審査指導している。県や市町は、開発地域からの適正な雨水流出を図るため、基準を適用する開発面積の引き下げなど、適宜排水基準等の見直しなどを行っていく。</p> <p>◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンク貯留など)</p> | <p>踏まえ修正します。</p> <p>・事業者とはどのような者をいうのか。また、それぞれの責務とはどのような内容か(大津市)</p> <p>: ここでは企業等のことを指します。また、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、各々の責務について「琵琶湖森林づくり条例」の第4条～第8条に具体的に表記されております。責務を果たすとの表現では十分に意図が伝わらないことから修正します。</p> <p>・「中小河川」と定義は同じでよいのか。P10は一級河川の中小河川、P11 上記も含んだ普通河川とならないか。(大津市)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ、用語の定義にあわせ、ここでは「中小河川」とは言わず、普通河川も含めた「河川・水路等」と表現とします。</p> <p>・何を進めていくのが判りにくい。下水道事業との調整とはどのような調整か、下水道事業(雨水排水)とは何なのか。(大津市)</p> <p>・市町は県民とは言わない(大津市)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえに修正します。また、下水道事業との調整とは、雨水排水事業の進捗との整合を図りながら流</p> | <p>透機能の維持を図ります。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川や水路にかかる負荷を軽減します。</p> <p>(1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全</p> <p>森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要です。また、手入れが行き届いていない山林の倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる場合もあります。</p> <p>森林の洪水緩和機能の維持や流木による洪水被害の拡大予防のため、「琵琶湖森林づくり条例」(平成16年4月)の基本理念のもと、<u>県は、森林所有者、森林組合、住民、事業者と協働して森林の多面的な機能の保全に努めます。</u></p> <p>また、優良農地を保全整備し将来にわたって確保していくため、<u>県および市町は、農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通じた適正な保全管理に努めます。</u></p> <p>(2) 貯留機能の強化</p> <p>河川・水路等への降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道(雨水)事業との調整を図りながら、<u>県、事業者および住民と連携し、条例等による規制や助成等を活用し、以下に示す流出抑制対策を積極的に進めます。</u></p> <p>◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンクによる貯留など)</p> <p>◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透ますの設置など)</p> <p>また、<u>都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者(県および市町)は、開発に対する雨水排水基</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案  |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
|---|---------------|---|---|----|----|--|----|---------------|----|----|---------------|------|----|-----------------|--|---|---|----|---|----|----|---|----|---------------|----|----|----------------------|------|----|------------------------|
| <p>◇地下浸透対策（道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透枘の設置など）</p> <p>資料5：貯留機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 371 757 850"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留機能の強化<br/>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留機能の強化<br/>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>家庭における対策の普及支援</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>家庭における貯留機能の強化</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留機能の強化</td> </tr> </table> <p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策<br/>「地先の安全度」を活用し、流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を調査し、必要に応じて氾濫原減災対策を講じる。また、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、新たな条例の制定等により、土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減する。(再掲)</p> | 県             | 主体  | 管理施設における貯留機能の強化<br>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導 | 市町 | 主体 | 管理施設における貯留機能の強化<br>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導 | 支援 | 家庭における対策の普及支援 | 住民 | 主体 | 家庭における貯留機能の強化 | 事業者等 | 主体 | 管理施設における貯留機能の強化 | <p>域の貯留機能の強化を図ることを意図しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成等規制法もあるので「都市計画法等」とすべき、また、一定の面積以上について指導しているのではない。(河港課)</li> <li>・「適宜開発行為に関する技術基準等の見直しを行っていく」に修正。(住宅課)<br/>: ご指摘の主旨を踏まえ修正します。</li> <li>・ピークカットはどのように行うのか。(高島土木)<br/>: 洪水時に一時的に雨水を貯留し、河川・水路への流入量を減らします。当該施設がピークカットを行えるかどうかは、着目する基準点や降雨パターンにより変わりますが、何れの降雨パターンにおいても一時的に流出量を下げる(あるいは流出を遅らせる)効果を有します。</li> <li>・表中「貯留機能の強化」とあるがどのようなことを考えているのか、貯留施設の設置、整備ではないのか。(大津市)<br/>: ご指摘に基づき「貯留施設の設置および維持管理」に修正します。</li> <li>・影響の調査、減災対策は誰が行なうのか。実施主体を明確に。(大津市)<br/>: 原則として、(必要な情報及び技術を有するため) 影響の定量的な調査については県が行い、人命・財産の保護の観点から、必要に応じて県から事業主体(原因者)に最小限必要な緩和策を求めることを考えています。ご指摘のとおり、実施主体を明確にするため、主語を追記します。</li> </ul> | <p>準や開発指導要綱を設け、流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。<br/>県および市町は、開発区域からの適正な雨水流出を図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p>表一3：貯留機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1570 411 2175 970"> <tr> <td>県</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留設置および維持管理<br/>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設の設置および維持管理<br/>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>家庭における対策の普及支援</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>家庭における貯留施設の設置および維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設の設置および維持管理</td> </tr> </table> <p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策<br/>県は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、流域・はん濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を調査します。また、県は調査結果に基づき、一部の地域の水害リスクが著しく高まる場合など、必要に応じて改変行為を行うもの(原因者)に対してはん濫原減災対策の実施など適切な対応を求めます。<br/>また、家屋が立地した場合に、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、新たな条例を制定等により土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、これらの規制</p> | 県 | 主体 | 管理施設における貯留設置および維持管理<br>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導 | 市町 | 主体 | 管理施設における貯留施設の設置および維持管理<br>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導 | 支援 | 家庭における対策の普及支援 | 住民 | 主体 | 家庭における貯留施設の設置および維持管理 | 事業者等 | 主体 | 管理施設における貯留施設の設置および維持管理 |
| 県   | 主体            | 管理施設における貯留機能の強化<br>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導         |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 市町  | 主体            | 管理施設における貯留機能の強化<br>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導        |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
|   | 支援            | 家庭における対策の普及支援                                       |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 住民  | 主体            | 家庭における貯留機能の強化                                       |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 事業者等  | 主体            | 管理施設における貯留機能の強化                                     |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 県   | 主体            | 管理施設における貯留設置および維持管理<br>1級河川に関する開発地における雨水排水処理の指導     |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 市町  | 主体            | 管理施設における貯留施設の設置および維持管理<br>普通河川等に関する開発地における雨水排水処理の指導 |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
|   | 支援            | 家庭における対策の普及支援                                       |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 住民  | 主体            | 家庭における貯留施設の設置および維持管理                                |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |
| 事業者等  | 主体            | 管理施設における貯留施設の設置および維持管理                              |   |    |    |  |    |               |    |    |               |      |    |                 |  |   |   |    |   |    |    |   |    |               |    |    |                      |      |    |                        |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案   |
|---|--|--|
| <p>(1) 二線堤などの既存施設の機能維持等<br/> 県は、流域に残っている二線堤や輪中堤、霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行う。<br/> なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進めるに当たっては、本堤との間の土地の河川区域指定を検討する。</p> <p>(2) 道路など連続盛土構造物の有効活用<br/> 河川と平行して存在する道路や鉄道などの連続盛土構造物の上流側では、被害が助長され、下流側では、軽減される。そのため県は、地域の土地利用を踏まえて地先の安全度を維持向上させるため、それぞれの管理者と連携しながら二線堤、もしくは避溢橋による対策を行うこととする。</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導<br/> 1) 安全な土地利用に関すること<br/> 都市計画やまちづくり計画については、住宅供給、交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されているが、今後は河川整備の進捗や浸水予想の情報もでき</p> | <p>・「新たな整備」とあるが、土地買収等が出てきて無理ではないか。(大津市)<br/> : 当該遊水機能が河川整備の計画洪水の処理に資する場合には、地域合意を前提として、河川事業の射程で実現可能です。</p> <p>・記載内容は、地域の土地利用を踏まえた二線堤と避溢橋の対策であり、連続盛土構造物というタイトルでは、二線堤と解釈されるため、「道路など連続構造物の有効活用」に修正する必要がある。(琵琶湖河川事務所)</p> <p>・「河川と平行して存在する道路や鉄道などの盛土構造物の上流側」とは、すなわち河川の上流側と読めてしまうが、適切ではないのではないかと。(大津市)<br/> : ご指摘の主旨を踏まえ、誤解を招く表現を修正します。</p> <p>・河川区域外において、一方の土地の安全度を確保するために他方の民有地(たとえ水田等の耕作地であっても)の水害リスクを増加させることは、行政としてあるまじき(不可能な)行為であることから、誤解を受ける恐れがあるのでは。(大津土木)<br/> : ご指摘の主旨を踏まえ、誤解を招く表現を修正します。</p> <p>・「住まい方」という言葉は一般的な言い方か(大津市)<br/> : 社会資本整備審議会の審議資料(“被害にあいにくい住まい方等に転換”)や、琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会からの提言(「水害につよい土地利用や住まい方に向けての浸水マップを用いた効果的な取り組みについて(提</p> | <p><u>にあたっては、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。</u></p> <p>(1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等<br/> 県は、流域に残る二線堤、輪中堤および霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行います。<br/> なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討します。</p> <p>(2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用<br/> 流域・はん濫原を横断する道路・鉄道などの連続盛土構造物を設置する場合、当該施設がはん濫流をせき止める効果を発揮し、<u>はん濫流の上流側では被害を助長する一方で下流側では被害を軽減する場合があります。</u><br/> そのため、県は、連続構造物の設置によって一部の地域に過度にリスク転嫁がされないよう事業者に対して連続盛土の一部に暗渠を設置したり避溢橋構造としたりするなど必要な対策を求めます。<br/> また、<u>地域の土地利用によっては、連続盛土構造物の設置により全体として被害が軽減される場合もあることから、地域合意が得られる場合には、県は、事業者と連携し、はん濫流制御施設として当該施設の有効活用を図ります。</u></p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導<br/> 1) 安全な土地利用に関すること<br/> 都市計画やまちづくり計画については、住宅供給や交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されていますが、今後は河川整備の進捗や浸水予想の情報もでき</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|--|---|--|
| <p>だけ反映した、水害に備えた計画となるよう見直しを進めていく必要がある。</p> <p>そのため県は、床上浸水の頻発が想定される箇所※3 においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止する。その実効性を高めるため、開発許可と連動させていく。</p> <p>また、国と調整を図りながら国土利用計画や土地利用基本計画等の見直しにおいて、減災の視点を加えた土地利用の基本的な方向性を示すとともに、統一的な指針(ガイドライン)を定めていく。</p> <p>市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めていく。</p> | <p>言)) など、県内外で広く用いられている単語であることから、一般的な言い方であると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「そなえる」対策に記載すべき内容である。(琵琶湖河川事務所)</li> <li>・(3) は、氾濫を一定の地域に「とどめる」対策ではなく氾濫地域をさけるといった内容であり、(1)(2)(3) と一緒にするのは不適切と考えられる。(大津市)<br/>: これまでの議論を踏まえて、水害を考慮したまちづくりに係る施策という視点で整理していることから、「土地利用・建築の規制・誘導」は「とどめる対策」として記載しています。</li> <li>・「県は、床上浸水の頻発が想定される箇所においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止する。その実効性を高めるため、開発許可と連動させていく。」について、土地区画整理事業による宅地の開発は開発許可の対象とならないが、これに対する規制はどのように扱うのか。また、宅地造成以外の開発については、どのように扱うのか。<br/>: ご指摘のとおり、開発許可の対象となりませんが、事業認可申請があった場合、担当課において、本基本方針に基づき審査・指導もしくは、当室との協議をお願いします。また、宅地以外の被害は河川整備等により被害を回避・軽減していくものであり、氾濫原減災対策で保護する対象とはしておりません。詳細については、具体化していく過程で別途協議します。</li> <li>・開発許可と連動させていく中で「土地利用に関する指導要綱」に基づき事前協議を行う場合は、その枠組みについてあらかじめ協議されたい。(県民生活課)<br/>: ご意見に基づき協議します。</li> </ul> | <p>るだけ反映し、水害にも備えた計画となるよう見直しを進めていく必要があります。</p> <p>そのため県は、床上浸水の頻発が想定される箇所※3 においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止することとします。<u>あわせて、被害回避に係る技術基準を設けることなどにより、都市計画法の開発許可制度を連動させ、水害に対して最低限の安全性を確保した開発を促進します。</u></p> <p>また、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を進めます。</p> <p>市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めます。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案 |
|----------------|--|------------|
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国土利用計画や土地利用基本計画等の見直しにおいて、減災の視点を加えた土地利用の基本的な方向性を示すとともに、統一的な指針（ガイドライン）を定めていく。」について、本年3月に改訂した国土利用計画および現在改訂中の土地利用基本計画において減災の視点は既に盛り込まれているため、表現を訂正していただきたい。（県民生活課）<br/>：ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</li> <li>・統一的な指針（ガイドライン）を定めていくと記載されているが、今後、条例を制定されるのであれば、指針は不要でないか。（県民生活課）<br/>：ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・「市街化区域へ編入することを原則禁止する。市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国土利用計画等の見直しを進めていく。」とあるが、この条例により、市町の計画が制約を受け、独自の政策ができなくなるのは好ましくない。（草津市）<br/>：この条例は市町のまちづくりに、過度に制約を課すものではありません。県は、都市計画を決定する責務を有することから、今回、水害リスクに関する情報が広範に得られたことを契機に、都市計画法第7条・同施行令第8条の主旨に則り、最低限必要な安全を確保したうえで市町が独自のまちづくりを進めることを求めるものです。</li> <li>・市町が各種事業や土地利用計画を策定する場合において、放流先である河川整備の遅れが市町の実施計画策定する場合においての足かせとならないような計画にすべきか、あるいは特例で策定できるのか検討しておく必要があると考える。（草津市）<br/>：住民の生命・身体の自由の保護および財産の保護に関する事案であるため、安易に特例で処理できるものではありません。</li> </ul> |            |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|---|--|---|
| <p>2) 住まい方の工夫に関すること</p> <p>県は、家屋流失や水没が想定される箇所※4 については、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場</p> | <p>せん。県が進める河川整備については少なくとも 10 年確率の治水安全度の確保を目指し、できる限り効果的・効率的に事業進捗を図ることとしていますので、事業進捗にあたっては市町のご協力もお願いしたいと考えております。但し、河川や水路の整備が遅れている場合や、内水が要因となって浸水している箇所において、盛土などの面的な対応により、必要な土地の安全性が確保されることも期待されます。それらの対応がなされる場合においては、市街化区域への編入を制限するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発許可と連動させていく。」について、市街化調整区域であれば、原則開発許可はできない。市街化区域であっても開発を抑制するという意味か。(大津市)</li> <li>・「その実効性を高めるため、開発許可（制度）と連動させていく」について、文意不明。(大津土木)</li> </ul> <p>: 開発許可においても、技術基準などを設けることにより、安全性を確保した開発を図っていくことを意図しています。ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域への適用を明確にするため、ここでは「原則禁止する。併せて都市計画法の開発許可制度を連動させることによって開発を禁止・抑制していく。」に修正してはどうか。(住宅課)</li> </ul> <p>: 市街化区域において開発を抑制することはありませんが、災害防止の措置として開発許可に関する技術基準を満足するよう指導を行うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨は理解するが、区域の指定や許可基準等は滋賀県として明確な根拠を示し、土地利用実態を踏まえた合理的な内容としてほしい。また土石流、がけ崩れ等の地盤災害発生が予測される場所についての考え方はどうか。(大津市)</li> </ul> | <p>2) 住まい方の工夫に関すること</p> <p>県は、家屋流失や水没が想定される箇所※4 については、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設（病院、学校、官公庁等）の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|---|--|---|
| <p>合に建築を許可する。その実効性を高めるため、既存建築の建て替え・改築については助成等を行う。</p> <p>県は、<u>耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協力して水害に備えた住まい方となるよう指導や普及啓発を行う。</u></p> <p>住民や事業者等は、地域における水害履歴や「地先の安全度」によって水害への意識を高め、危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を取り入れていく。</p> <div data-bbox="152 568 757 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※3 0.5m以上の浸水が10年に一回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> <p>※4 2.5m<sup>3</sup>/s<sup>2</sup>以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> </div> | <p>：区域の指定や許可基準等については、県として流域治水基本条例（仮称）に合わせて具体的に示すこととなります。ご指摘のとおり、土地利用実態を十分に踏まえ、県民・市町民の過度な負担とならないよう、そこで暮らす県民・市町民の生命を守るため必要最低限の基準を極限まで追求します。ご指摘の趣旨を踏まえ、学識者部会提言の一部を引用し追記します。また、土石流、がけ崩れ等につきましては、同様の主旨から、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域を指定しています。ただし、発生確率等の予見精度に差異があることから、必ずしも同様の態様での規制になるとは限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や事業者等が住まい方の工夫ができるように、ガイドラインの策定や指導・普及啓発を行うのではないかと。(河港課)</li> </ul> <p>：ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域における開発許可権限は、権限委譲により各市町となっている。よって、県下全域において流域治水基本方針を適用するには、各市の開発許可部局との調整が必要。(住宅課)</li> </ul> <p>：基本方針では、その方向性・理念を示すものであり、具体的内容等につきましては個別に調整します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築・土地利用制限にかかる施策に関しても広域的な治水対策の一環であるところから、滋賀県が主体的に実施することを明記していただきたい。(大津市)</li> </ul> <p>：ご指摘のとおり、基礎自治体の範囲を超える広域的な水害リスクを基礎情報とした施策であることから、滋賀県が主体となるべきと考えております。現行法制度で定められる権限および地方分権の主旨などを踏まえつつ、可能な限りその方向で県条例を制定し、それに基づき実施していきま</p> | <p>合に建築を許可します。その実効性を高めるため、<u>県は、既存建築の建て替えや改築については助成等を行います。</u></p> <p><u>住民や事業者等が、規制区域以外の比較的高いリスクの場所においても、地域の水害履歴や「地先の安全度」に関する情報を参考に、建築物の建築の回避や敷地の嵩上げなどの住まい方の工夫ができるよう、県は耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協働して指導や普及啓発を行います。</u></p> <div data-bbox="1574 568 2179 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※3 0.5m以上の浸水が10年に一回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> <p>※4 2.5m<sup>3</sup>/s<sup>2</sup>以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所</p> </div> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   |    |   | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案 |  |  |    |  |  |   |      |    |   |  |    |  |
|--|----|---|---------------|------------|--|--|----|--|--|---|------|----|---|--|----|--|
| <p>資料6：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>県・市町</td> <td>主体</td> <td>床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき市街化区域に含まない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支援</td> <td>安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する</td> </tr> </table> |    |   | 県・市町          | 主体         | 床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき市街化区域に含まない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う |  | 支援 | 安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する | <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替え・改築については助成等を行うのは県とわかるように記述して欲しい。(草津市)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・「その実効性を高めるため、既存建築の建て替え・改築については助成等を行う」について、具体的には資料6の支援を想定しているものと思われるが、その制度の現実性について、十分に検討した後に記載すべき。(大津土木)<br/>: 本基本方針の策定の過程において、十分に検討を行います。助成等について実現可能性がないと判断された場合には、改めて規制の態様を再検討します。</li> <li>・今後、県条例を策定されるにあたっては、許可基準に影響する可能性が大であるため、事前に市の開発、建築担当部に情報を開示、提供いただき、十分な調整を図られるよう要望します。(守山市)<br/>: ご意見のとおり、事前に必要な全ての情報を開示し、十分な調整を図ります。</li> <li>・「都市計画法7条・市街化区域に含まない」は・まないでよいのか。(大津市)<br/>: ご指摘のとおり、表現が不適切でした。「新たに市街化区域に含めない。」に、修正します。</li> </ul> | <p>表一4：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>県・市町</td> <td>主体</td> <td>床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支援</td> <td>安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する</td> </tr> </table> | 県・市町 | 主体 | 床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う |  | 支援 | 安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する |
| 県・市町   | 主体 | 床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき市街化区域に含まない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う    |               |            |  |  |    |  |  |   |      |    |   |  |    |  |
|  | 支援 | 安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する  |               |            |  |  |    |  |  |   |      |    |   |  |    |  |
| 県・市町   | 主体 | 床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行い、建築規制を行う |               |            |  |  |    |  |  |   |      |    |   |  |    |  |
|  | 支援 | 安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する  |               |            |  |  |    |  |  |   |      |    |   |  |    |  |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   |     |  | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |     |  |
|--|-----|--|---|--|-----|--|
| 住 民<br>事 業 者<br>等  | 主 体 | 危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う |   | 住 民<br>事 業 者<br>等  | 主 体 | 危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う |
| <p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>「地先の安全度」を公表し、県民と水害リスクについて正しく認識を共有することが重要である。その上で、洪水にそなえ、地域の実情を踏まえた避難ルール策定など、自助・共助・公助を組み合わせた水害に強い地域づくりを進める。(再掲)</p> <p>(1) 水害に対する危機意識の向上 (知恵を広める)</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>県は水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、<u>身近な中小河川も含めた地域全体としての「地先の安全度」</u>を開示し、さまざまな手段を用いて、すべての県民と共有する。これらと併せ、河川の情報(流下能力や堤防点検結果等)や水害履歴など、<u>総合的な「はん濫原情報」</u>を積極的に発信していくとともに、これらの情報については、河川整備や下水道(雨水排水)整備の進捗や、はん濫解析技術などの進捗に応じて適時適切に更新していく。</p> <p>市町は、県が作成公表する「<u>地先の安全度</u>」を参考情報として洪水ハザードマップへの併記を進める。</p> <p>なお、県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し技術的、財政的支援を行う。</p> <p>また、ハザードマップを有効に活用していくため、以下の取り組みを進める。</p> <p>①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合</p> |     |  | <p>・漠然とした“危機管理”という表現を控え、「水害に対する意識の向上」等とするべき。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・実施主体を明確に。<br/>・県民という言葉でよいのか。<br/>・自助、共助、公助を組み合わせるとはどのようなことか。(大津市)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・中小河川(県管理河川)だけではなく、国管理河川や主要な水路等についても考慮しているのではないか。(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・総合的なはん濫原情報の意味が不明。わざわざ用いる必要はない。(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・河川整備や下水道(雨水排水)整備で河川整備の範囲は県の整備ということか。(大津市)<br/>: できる限り事業主体の区別なく各治水施設の整備状況を反映し、県民・市民のみなさんに役立つ情報としたいと考えております。これらを意図が伝わるよう修文します。</p> <p>・「『地先の安全度』を参考情報として」とあるが、地先の安全度情報の活用は、今般の治水に関する検討のなかで、県</p> | <p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>県は、「地先の安全度」に関する情報を広く公表し、国・市町等の関係機関と協働して積極的に普及を行い、流域で暮らす住民と水害リスクに関する認識の共有を図ります。その上で、関係機関・住民と協働し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を行うなど、より着実な水害対応の実現を図ります。</p> <p>(1) 水害に対する意識の向上 (知恵を広める)</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>県は、水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、<u>身近な河川・水路等からの氾濫をも考慮した「地先の安全度」</u>に関する情報を広く整備・開示し、さまざまな手段を用いて、すべての住民との共有を進めます。<u>これらの情報については、河川・水路等の治水施設の整備の進捗やはん濫解析技術などの進捗に応じて適時適切に更新していきます。</u>さらに県は、これらとあわせ、雨量・水位(予測値も含む)や、河川の流下能力、堤防点検結果などを水害対策に有効なさまざまな情報を積極的に発信していきます。</p> <p>市町は、従前の浸水想定区域図に加え、県が新たに作成公表する「地先の安全度」に関する情報についても、洪水ハザードマップ等の<u>基礎情報として活用</u>を進めます。なお、県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し継続的に技術的、財政的支援を行います。</p> <p>また、洪水ハザードマップをより有効に活用していくため、以下の取り組みを行います。</p> |     |  |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|--|--|---|
| <p>的なマップづくりを進める。</p> <p>②各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう、国、県、市町は、想定される浸水深や避難場所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進めていく。</p> <p>③県民や事業者等は協働して、地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進めるものとし、国、県、市町は各地域での具体的な計画づくりが円滑に進むよう、技術的な支援を行っていく。</p> <p><u>住民や事業者等は、行政からの情報を1人でも多くの住民が知ることが出来るよう、様々な機会を利用して以下の取組を進めるものとし、県、市町は地域の取り組みが活発に継続出来るよう支援していく。</u></p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や</p> | <p>として重要な情報と位置づけているように考えられるが、参考情報で周知する程度であれば、「地先の安全度」に基づいて様々な治水活動を行うことは、行政として難しいのではないかと。(大津市)</p> <p>: 洪水ハザードマップは水防法に基づき指定河川の浸水想定区域図を基図として作成されるものであるため、法的には参考情報の扱いにならざるを得ません。但し、ご指摘のとおり、「地先の安全度」は流域治水政策の基礎情報ですので修正します。</p> <p>・ハザードマップや地先の安全度は住宅開発や道路整備など地形の変化または、雨水幹線の整備等に併せて更新するのですか。(守山市)</p> <p>: 地先の安全度につきましては、河川・水路等の治水施設の整備の進捗や、宅地開発や道路整備などの地形の変化をできるだけ速やかに反映するため、5年程度毎に更新する予定です。なお現在、洪水ハザードマップに基礎情報として活用されている浸水想定区域図は、洪水調整施設、放水路の供用や堤防整備等河川整備の進捗や土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、地形の大規模な改変等により、浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合に変更することとなっています。</p> <p>・住民会議の提言などで住民の主体的な活動が述べられているが、かならずしも県民全体として担保されているものではない。その他の箇所についても同様。(河港課)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・県民と住民の使い分け。また、事業者と企業もどのような意味で使われているのか。(大津市)</p> <p>: ご指摘の主旨を踏まえ、住民および事業者に統一します。</p> | <p>①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。</p> <p>②国、県および市町は、各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう想定される浸水深や避難場所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進める。</p> <p>③住民および事業者等は、協働して地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進めるものとし、国、県および市町は各地域での具体的な計画づくりが円滑に進むよう、技術的な支援を行う。</p> <p><u>国・県・市町は、1人でも多くの住民が水害に備える知識を知るために、住民自らや事業者等が行う以下の取り組みを促進し積極的に支援していきます。</u></p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|---|---|---|
| <p>情報を得る努力をする。</p> <p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。</p> <p>◇子供たちや若い世代、新たに地域に入ってくる人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。</p> <p>◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を引き戻す努力を行う。</p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ</p> <p>県は、市町の協力のもと、水害体験者の記憶や記録が風化しないよう、聞き取り調査や水害履歴の把握に努め、水害情報として広く発信する。</p> <p>住民や事業者等は、水害の備えに役立つ地域情報や知恵(体験者の経験、水害履歴など)を冊子や看板など形に残し、地域に根付くよう取り組む。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成(人を育てる)</p> <p>県、市町は、地域(自治会等)ごとの水害リスクが低減するよう、出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などの取組を繰り返し実施していく。</p> <p>県は、研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう企業等へ協力要請などを行</p> | <p>・協力と協働とは意味が同じではないか。どちらかに統一すべき。(河港課)</p> <p>: ご指摘を踏まえ修正します。</p> <p>・記録は風化するのか。また、聞き取り調査により水害履歴を把握するのではないか。日本語が不適切。(河港課)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・広く発信する。の後に「また、旧来からの川と人との関わりについて再考し、親しみや楽しみのある川を取り戻すことによって、自分たちの川であるという当事者意識を高め、河川と住民との関わりを深めることで、洪水に備える意識を取り戻す。」を追記してはどうか。(防災危機管理局)</p> <p>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・「出前講座」について、一般用語ではない。(大津土木)</p> <p>: 各省庁、都道府県においても、「出前講座」という表現を多用しており、今日においては「出前講座」もかなりの程度一般化されていると認識しています。他に適切な用語があればご教示ください。</p> | <p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。</p> <p>◇子供たちや若い世代、新たに地域に入ってくる人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。</p> <p>◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を引き戻す努力を行う。</p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ</p> <p>滋賀県は、<u>関係市町と協働し、地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者からの聞き取り調査を行い記録に留めるとともにできる限り広く発信します。</u></p> <p>また、<u>住民・事業者等が行う親しみや楽しみのある川を取り戻す取り組みは、住民が主体的に川と人との関わりを再考し、当事者意識を高め洪水に備える意識を取り戻すきっかけとなることから、県は市町と協働し、これらの取り組みに参画し有用な情報を提供するなど積極的な支援を行います。</u></p> <p>滋賀県は関係市町と協働し、住民や事業者等が水害の備えに役立つ地域情報や知恵(体験者の経験、水害履歴など)を根付かせる取り組み(冊子や看板など形に残すなど)を進めらるよう、有用な情報を提供するなど積極的に支援します。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成(人を育てる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、水害に対する地域防災力が高まるよう、以下の取り組みを進めます。</p> <p>◇出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などを継続的に実施する。</p> <p>◇研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう事業者等へ協力要請などを行</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>う。</p> <p>市町は、訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努めるとともに、防災ボランティア等地域で水防活動等に協力できる人材の育成や社会教育活動との連携の強化など、県や防災機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p>住民、事業者等は、<u>水害は必ず起こるという自覚</u>を持ち、普段から水害に備える人を育てるため、以下の活動を実施していくものとし、県、市町は各種の情報提供や指導者の派遣などにより、地域の活動を支援していく。</p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p> <p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)</p> <p>県、市町は、組織間で応援協定を結ぶなど、組織同士の連携が行われるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供する。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとと</p> | <p>・「水害は必ず起こるという自覚」について、「必ず」と「自覚」の使用はおかしいと思う。(大津土木)</p> <p>：ご指摘の主旨を踏まえ、「覚悟」に修正します。また、滋賀県流域治水検討委員会(住民会議)の提言においては、「水害は必ず起こるという覚悟」と表現されています。</p> | <p>う。</p> <p>◇訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努める。</p> <p>◇防災ボランティアなど地域で災害時等に自ら行動できる人材を育成する。</p> <p>◇社会教育活動との連携の強化など、関係機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p>住民および事業者等は、<u>水害は必ず起こるという覚悟</u>を持ち、普段から水害に備える人を育てるため、以下の活動を実施していくものとし、県および市町は、各種の情報提供や指導者の派遣などにより、地域の活動を支援します。</p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p> <p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者対策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとと</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案   |
|--|---|--|
| <p>に、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めていく。</p> <p>住民、事業者等は、地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守るよう、以下の活動を実施していく。</p> <p>◇水防活動の応援や、避難所の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ訓練などを一緒に実施しておく。</p> <p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。</p> <p>◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備 <u>(組織をつくる)</u></p> <p>1) 避難勧告基準などの明確化</p> <p>市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、<u>避難勧告等の発令のタイミングや対象区域に関して雨量や河川の水位などの具体的な判断基準を設定するものとし、国や県は市町に対して技術的な支援を行う。</u></p> <p><u>住民や事業者等は、堤外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置するなどにより河川の水位を測る工夫を行い、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導する。</u></p> | <p>・この項目は組織をつくるだけではないので(組織をつくる)を削除。(防災危機管理局)</p> <p>・(4)のタイトルについては、( )書きで「組織をつくる」となっているが、内容が避難のこと中心であり、( )書きの内容(組織をつくる)となじまないように思われる。(木之本土木)</p> <p>：ご指摘の主旨を踏まえ、(組織をつくる)を削除するのではなく、(組織・体制をつくる)に修正します。</p> <p>・市町が雨量や河川水位などの具体的な判断基準を設定するのか。(大津市)</p> <p>：避難勧告等の判断は水防管理者(市町)の責務ですが、避難判断の基準となる河川水位については、河川管理者(河川法)であり量水標管理者(水防法)である国や県(準用河川などにおいては市町の場合もありえる)が設定すべきものです。ご指摘に基づき、誤解が生じないように修正します。</p> <p>・本来、県が整備するものであって、住民が負担できるもの</p> | <p>もに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めます。</p> <p>住民・事業者等は、地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守るよう、以下の活動に努めていきます。</p> <p>◇水防活動の応援や、避難所の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ訓練などを一緒に実施しておく。</p> <p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。</p> <p>◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備 <u>(組織・体制をつくる)</u></p> <p>1) 避難勧告基準等の明確化</p> <p>市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域を設定します。<u>避難勧告を行うための雨量や河川・水路の水位等の判断基準は、雨量・水位の管理者(量水標管理者)が主体となって、国・県・市町が協働して設定します。</u></p> <p><u>河川等の管理者は、堤内外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置するなどにより河川の水位を測る工夫を行い、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導します。</u></p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>2) 情報連絡体制の充実</p> <p>県は「防災情報提供システム」や「<u>滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)</u>」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町、防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努める。</p> <p>また、行政から避難の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県、市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図る。</p> <p>住民や事業者等は、行政からの避難などの情報をみんなに確実に伝えられるよう、地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認しておく。</p> <p>3) 避難方法の明確化</p> <p>市町は、<u>安全に避難できるルートや避難場所を確保して住民に周知するとともに</u>、住民が水害時の避難行動を正しく判断し行動に移せるようにするため、浸水深に応じた避難方法</p> | <p>ではない。(草津市)</p> <p>: (案) の記述が不十分でした。ご指摘のような誤解が生じないように修正します。当該地点の被害の要因となる施設の管理者(国・県・市町等)が必要に応じて地域住民と協働しながら整備すべきものと認識しています。一方、例えば、「あそこの垣根が浸水したら我が自治会は避難を始めよう」というように、住民・事業者等の自主的な避難判断の目安を設置する活動については、それを妨げるものではなく、行政は、住民支援型の公助として協力すべきと考えています。</p> <p>・<b>滋賀県土木防災情報システムを SISPAD と呼ぶのか。(大津市)</b></p> <p>: 滋賀県土木防災情報システムを SISPAD と言います。土砂災害情報相互通報システムは SISPAD の一機能です。</p> <p>・<b>『水防法第 15 条 (および (いわゆる) 土砂法第 7 条) に基づく情報伝達体制の構築』に関する追記をされたい。(防災危機管理局)</b></p> <p>: 「市町は、浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方法について定め、伝達体制を構築する」を追記します。</p> <p>・<b>「避難ルートの確保」や「避難場所の確保」とは、どのような状態を求められているのでしょうか。ハード整備も含むもののでしょうか。(大津市)</b></p> | <p>2) 情報連絡体制の充実</p> <p>県は「防災情報提供システム」や「<u>滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)</u>」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町および防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努める。</p> <p><u>市町は、浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方法について定め、伝達体制を構築します。</u></p> <p>また、行政から避難の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県および市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況、避難情報などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図ります。</p> <p>住民や事業者等は、行政からの避難などの情報をみんなに確実に伝えられるよう、地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認することに努めます。</p> <p>3) 避難方法の明確化</p> <p>市町は、<u>安全に避難できるルートや避難場所を確保して住民に周知するとともに</u>、住民が水害時の避難情報を正しく判断し行動に移せるようにするため、浸水深に応じた避難方法を</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|--|---|---|
| <p>を洪水ハザードマップに明示していくものとし、<u>国、県は市町に対して技術的な支援を行う。</u></p> <p>4) 避難所の機能強化<br/> 市町は、国や県が示す想定浸水深を基準に既存の避難場所を点検し、避難場所の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる高層建築物等を代替避難所に指定するなどにより、避難所や避難路を確保する。<br/> また、市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努める。<br/> さらに、市町内で一定数の避難所を確保できない場合、近</p> | <p>: 既設の道路を活用し、最も安全なルートを設定することを考えています。基本的にハード整備は想定していませんが、場合によっては、転落防止柵の設置や避難所の機能強化(嵩上げや高層化、あるいは新規整備)などが必要となることもあると考えています。これらの対応について、県としても可能な限り支援できるよう調整します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所は避難所に統一すべき。(大津市)<br/>: ご指摘のとおり避難所に修正します。</li> <li>・洪水ハザードマップに明示すると共に、「まるごとまちごとハザードマップ」として記していることと併せて、「まち中に明示」も入れてはどうか。(大津土木)<br/>: まるごとまちごとハザードマップにつきましては、別に表記しており、全体の構成を考慮してここでは表記しないこととします。</li> <li>・財政的支援についても表記願う。(草津市)<br/>: これまで、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」「総合流域防災事業(～H21)」や県の「ハザードマップ活用支援事業」等の支援制度が用意されてきております。ご指摘の主旨とともに、これらの既存制度も踏まえて、「技術的・財政的支援を行う。」に修正します。</li> </ul> | <p>洪水ハザードマップに明示していくものとし、<u>国および県は、市町に対して技術的・財政的な支援を行います。</u></p> <p>4) 避難所等の機能強化<br/> 市町は、国や県が示す想定浸水深を基準に既存の避難所を点検し、避難所の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる高層建築物等を代替避難所に指定するなどにより、避難所や避難路を確保します。<br/> また、市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努めます。<br/> さらに、市町内で所要の避難所等を確保できない場合、近</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案  |
|---|---------------|---|
| <p>隣市町と協定等を行うなどにより広域避難ができる体制整備を進める。</p> <p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって必要な食糧を確保する体制整備に努める。県は、必要な食糧について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努める。</p> <p>5) 自主防災組織の体制整備</p> <p>県民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるよう、以下の活動を実施していく。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加する。</p> <p>◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。</p> <p>◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となって、自主防災を担う組織を作り運営していく。</p> <p>◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。</p> <p>◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。</p> <p>市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援していく。</p> <p>なお、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援していく。</p> <p>(5) 的確な応急復旧のための体制強化</p> <p>はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要である。</p> <p>このため、国、県、市町、防災関係機関は、滋賀県地域防災計画(風水害対策編)の災害応急対策計画や災害復旧計画</p> |               | <p>隣市町と応援協定を結ぶなどにより広域避難ができる体制整備を進めます。</p> <p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって必要な食料を確保する体制整備に努めます。県は、必要な食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めます。</p> <p>5) 自主防災組織の体制整備</p> <p>住民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあっても自分たちで地域を守れるよう、以下の事項に努めます。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加するよう努めます。</p> <p>◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。</p> <p>◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となって、自主防災を担う組織を作り運営していく。</p> <p>◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。</p> <p>◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。</p> <p>市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援します。</p> <p>また、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化</p> <p>はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要です。</p> <p>このため、国、県、市町、住民、事業者等、防災関係機関は、水防計画、地域防災計画、防災業務計画の災害応急対策</p> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)  | (案) に対する意見と対応 | 意見を反映した修正案   |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
|---|---------------|--|--|--|----|---|----|----|--|--|---|-----|----|--|--|----|---|----|----|--|
| <p>に基づく役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の危機管理体制の強化を進める。</p> <p>なお、県は各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施する。</p> <p>資料7：地域防災力向上に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 411 757 1297"> <tr> <td data-bbox="152 411 255 699">県</td> <td data-bbox="255 411 331 699">主体</td> <td data-bbox="331 411 757 699">指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br/>指定した河川における水防警報の発令および通知<br/>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br/>迅速な災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 699 255 866"></td> <td data-bbox="255 699 331 866">支援</td> <td data-bbox="331 699 757 866">市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br/>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 866 255 1297">市町</td> <td data-bbox="255 866 331 1297">主体</td> <td data-bbox="331 866 757 1297">防災のための知識の普及、教育、および訓練<br/>自主防災組織の育成指導<br/>災害時要援護者対策の推進<br/>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br/>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br/>水防団および消防機関の出動、出動準備<br/>浸水想 区域が指定された場合のハザードマップの作成配布</td> </tr> </table> | 県             | 主体   | 指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br>指定した河川における水防警報の発令および通知<br>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br>迅速な災害復旧の実施 |  | 支援 | 市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導 | 市町 | 主体 | 防災のための知識の普及、教育、および訓練<br>自主防災組織の育成指導<br>災害時要援護者対策の推進<br>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br>水防団および消防機関の出動、出動準備<br>浸水想 区域が指定された場合のハザードマップの作成配布 | <p>・県の枠内に国も追加し、「災害に関する警報および情報等の収集および伝達」を追記。市町の欄にも追記。(防災危機管理局)<br/>：ご指摘のとおり追記します。</p> <p>・資料7中、「市町・主体」が重複している。(大津市) (竜王町) (砂防課)<br/>：ご指摘を踏まえて修正します。</p> | <p>計画や災害復旧計画に基づく各々の役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県および市町は、各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施します。</p> <p>表一五：水害にそなえる対策に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1570 411 2175 1401"> <tr> <td data-bbox="1570 411 1673 762">国・県</td> <td data-bbox="1673 411 1749 762">主体</td> <td data-bbox="1749 411 2175 762">指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br/>指定した河川における水防警報の発令および通知<br/>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br/>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br/>迅速な災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 762 1673 930"></td> <td data-bbox="1673 762 1749 930">支援</td> <td data-bbox="1749 762 2175 930">市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br/>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 930 1673 1401">市町</td> <td data-bbox="1673 930 1749 1401">主体</td> <td data-bbox="1749 930 2175 1401">防災のための知識の普及、教育、および訓練<br/>自主防災組織の育成指導<br/>災害時要援護者対策の推進<br/>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br/>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br/>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br/>消防(水防)機関の出動、出動準備<br/>浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布</td> </tr> </table> | 国・県 | 主体 | 指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br>指定した河川における水防警報の発令および通知<br>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br>迅速な災害復旧の実施 |  | 支援 | 市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導 | 市町 | 主体 | 防災のための知識の普及、教育、および訓練<br>自主防災組織の育成指導<br>災害時要援護者対策の推進<br>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br>消防(水防)機関の出動、出動準備<br>浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布 |
| 県   | 主体            | 指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br>指定した河川における水防警報の発令および通知<br>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br>迅速な災害復旧の実施   |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
|   | 支援            | 市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導  |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
| 市町  | 主体            | 防災のための知識の普及、教育、および訓練<br>自主防災組織の育成指導<br>災害時要援護者対策の推進<br>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br>水防団および消防機関の出動、出動準備<br>浸水想 区域が指定された場合のハザードマップの作成配布                         |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
| 国・県   | 主体            | 指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知<br>指定した河川における水防警報の発令および通知<br>指定した河川における浸水想定区域の指定公表<br>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br>迅速な災害復旧の実施   |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
|   | 支援            | 市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整<br>水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導  |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |
| 市町  | 主体            | 防災のための知識の普及、教育、および訓練<br>自主防災組織の育成指導<br>災害時要援護者対策の推進<br>災害に関する警報および情報等の収集および伝達<br>避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設<br>水防組織の整備、資機材等の備蓄<br>消防(水防)機関の出動、出動準備<br>浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布 |  |  |    |   |    |    |  |  |   |     |    |  |  |    |   |    |    |  |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   |        |   | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案        |        |   |
|--|--------|---|---|-------------------|--------|---|
| 住<br>民   | 主<br>体 | 地域の防災活動への参加<br>立ち退き指示に基づく避難<br>リーダーや担い手を中心となって<br>自主防災を担う組織を作り運営<br>水防活動や避難判断ルールを作成 | <p>・「法令、水防計画、地域防災計画および防災業務計画」に修正。(防災危機管理局)<br/>: ご指摘のとおり修正します。</p> <p>・滋賀県は、ダム検証の過程において、有識者会議(今後の治水のあり方に関する有識者会議)が提示した中間とりまとめによる検証に加え、「地先の安全度」を活用した効果検証を行う。(河港課)<br/>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</p> <p>・滋賀県流域治水基本条例(仮称)が策定されれば、土地利用・建築規制が生じることとなり地権者等から「土地評価が意図的に落とされた」などの個人資産への侵害を云われた場合はどのような対応となるのか。また、市町の関わりはどのようになるのか(草津市)<br/>: 都市計画法の区域区分に関しては、都市計画法施行令第8条において都市計画基準が定められており、第2号口において、「溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地</p>   | 住<br>民            | 主<br>体 | 地域の防災活動への参加<br>立ち退き指示に基づく避難<br>リーダーや担い手を中心となって<br>自主防災を担う組織を作り運営<br>水防活動や避難判断ルールを作成 |
| 事 業<br>者等  | 主<br>体 | 市町長からの要請に基づく水防活<br>動への従事  |   | 事 業<br>者等         | 主<br>体 | 市町長からの要請に基づく水防活<br>動等への従事   |
| 防 災<br>関 係<br>機 関  | 主<br>体 | <u>法令または滋賀県地域防災計画に<br/>基づき防災活動を実施する。</u>  |   | 防 災<br>関 係<br>機 関 | 主<br>体 | <u>法令、水防計画、地域防災計画およ<br/>び防災業務計画に基づき活動を実<br/>施する。</u>                                |
| <p>5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>(1) 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価<br/><u>氾濫原減災対策等の計画段階で「地先の安全度」を活用して、対策の減災効果を計量化し、施設設計や事業採択に用いる。</u><br/>流域治水政策の進捗を点検するため、流域・氾濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として広く県民に開示し、情報の共有化を図る。</p> <p>(2) <u>滋賀県流域治水基本条例(仮称)の策定</u><br/>本基本方針を実効性あるものにするために、滋賀県流域治水基本条例(仮称)を策定し、土地利用・建築規制の範囲およびその方法等について規定する。</p> |        |   | <p>5. 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対策を円滑に進める方策</p> <p>(1) 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価<br/><u>「川の中の対策(ながす)」や「川の外の対策(ためる・とどめる・そなえる)」の計画段階で「地先の安全度」を活用して、各対策の減災効果を計量化し、施設設計や事業採択に活用します。</u><br/>流域治水政策の進捗を点検するため、流域・はん濫原での改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的に調査し、「地先の安全度」の変化として広く住民に開示し、情報の共有化を図ります。</p> <p>(2) <u>滋賀県流域治水基本条例(仮称)の策定</u><br/>本基本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例(仮称: 滋賀県流域治水基本条例)を策定します。</p> <p>・<u>地先の安全度の調査・公表(情報公開、見直しなど)</u><br/>・<u>流域貯留対策に関すること(雨水貯留や地下浸透対策の推進など)</u></p> |                   |        |   |

| 滋賀県流域治水基本方針(案) | (案) に対する意見と対応   | 意見を反映した修正案  |
|----------------|---|---|
|                | <p>の区域」は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域には含めないものとされています。</p> <p>流域治水基本条例（仮称）では、上記を踏まえた基準を明示するものであり、治水条例における「新たな規制」として制限を設けるものではないと考えています。また、適切な対策を講じることにより、市街化区域への編入もあり得ることから、現時点では補償的措置は考えていません。</p> <p>建築規制については、規制手法も踏まえ関係部局と協議を行っているところです。</p> <p>いずれにしても、古くから、生命・身体自由や財産の保護と、私権制限とは、時には相反的な課題であることも事実です。したがって土地利用・建築の規制の具体的な態様に関しては、県民の理解と協力をいただき、社会的な価値観を適切に見極めながら検討していきたいと考えています。</p> <p>・琵琶湖西岸断層帯の活断層の真上に住宅が建っている現状がある中で、浸水対策のみを主眼とした規制で良いのか。<br/>（草津市）</p> <p>：ご指摘のとおり、災害は、水害に限らず、地震・土砂災害等、さまざまです。しかしながら、水害に関しては、ともすれば地震に比較しても発生頻度が高い災害で、その被災範囲も想定しやすい状況でありながらも、本方針で繰り返し述べているように、まちづくり行政の中では十分に着目されてこなかった経緯があります。また、地震には耐震化の補助制度、土砂災害には土砂災害危険区域での規制等の制度があり、ある程度の枠組みが整備されています。そのため、流域治水基本条例（仮称）では、水害リスク情報として「地先の安全度」に関する情報を調達できたことを契機に、他の災害対策からの遅れを取り戻すべく安全な住まい方を進めていくものです。滋賀県の防災政策として、地震災害や土砂災害を軽視するものではありません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫原減災対策に関する事（建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議など）</li> <li>・地域防災力向上対策に関する事</li> <li>・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関する事（位置付けなど）</li> </ul> |

| 滋賀県流域治水基本方針(案)   | (案) に対する意見と対応  | 意見を反映した修正案  |
|--|--|---|
| <p>(3) 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画</p> <p>地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するためのプラットフォームとして水害に強い地域づくり協議会を設置する。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、<u>これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題をとりまとめた計画</u>（水害に強い地域づくり計画）の策定に努める。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、治水対策を検討する上での有力な指標として「地先の安全度」を活用するのであれば、こうした条例にも位置づけていくことが必要と考えられ、例示をすべきではないか。(大津市)</li> <li>: ご指摘の趣旨を踏まえ修正します。</li> <li>・「地域の特性に応じた課題をとりまとめた…」とあるが、「課題を整理し、地域の特性に応じた方針、対応策をとりまとめた…」との表現が適切でないか。(琵琶湖河川事務所)</li> <li>: ご指摘のとおり修正します。</li> <li>・「地域づくり協議会」や「水害に強い地域づくり計画」をつくる主体は県であることから、県が主体となり、住民、・・・関係機関と協働して、と改めるべき。(大津市)</li> <li>: 水害に強い地域づくり協議会については、既設協議会の規約にもありますように、国・県・市町が対等の立場で設立・参加していますので、(案) のとおりとします。なお、協議会設立に向けての調整については、これまでどおり、国・県が率先して行います。</li> </ul> | <p>(3) 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画</p> <p>地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するためのプラットフォームとして水害に強い地域づくり協議会を設置します。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、<u>これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた計画</u>（水害に強い地域づくり計画）の策定に努めます。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていきます。</p> |